

第2編 震災編

第3章 震災応急対策計画

職員配備基準（震災）

配備種別	配備基準	配備体制	
情報収集体制	1) 市域で震度4を観測し市長が認めたとき 2) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は同(巨大地震注意)が発表されたとき【自動配備】 3) 市域で長周期地震動の階級3以上と発表されたとき【自動配備】	(情報所の開設) ○責任者：危機管理課長 あらかじめ指定された危機管理課職員	(情報収集・連絡活動が円滑に行える体制)
災害即応体制	《災害即応配備》 市域で震度5弱を観測したとき【自動配備】 1) その他、被害が発生し市長が認めたとき	(本部事務局の設置) ○責任者：総務部長(事務局長) ①本部事務局 ②本部連絡員 ③避難罹災部、福祉医療部、インフラ部、消防部(団本部) ※配備職員は、各部の災害対応マニュアルによる。	(情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに「災害対策本部」を設置できる体制)
災害対策本部体制	《第1配備》 1) 市域で震度5強を観測したとき【自動配備】 2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき【自動配備】 3) 市域に局地的災害が発生、又は大規模な停電・断水等が発生し長期回復を要すると見込まれ本部長が必要と認めたとき	(災害対策本部設置) ○責任者：本部長 ①災害対策本部の全職員 ②各対策部の4割の職員 ③全消防団員 ④開設する避難所直行職員 ⑤関係機関等の連絡員 ※配備職員は、同上	(情報、救助、医療、避難所等「応急対策活動」が円滑に行える体制) (被害状況に応じて避難所を開設できる体制)
	《第2配備》 1) 市域で震度6弱を観測したとき【自動配備】 2) 市域において広範囲にわたる被害が発生する等、本部長が必要と認めたとき	(災害対策本部設置) ○責任者：本部長 ①災害対策本部の全職員 ②各対策部の7割の職員 ③全消防団員 ④避難所直行職員	(《第1配備》を強化し対処する体制)
	《第3配備》 1) 市域で震度6強を観測したとき【自動配備】 2) 《第2配備》では対処困難なとき	(災害対策本部設置) ○責任者：本部長 ①全職員	(市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制)

* 配備要員は年度当初に各課等において定め、総務部長に報告する。

* 震度は市の震度計又は気象庁が発表した市の震度とする。大きな揺れにも拘らず、市の震度が発表されない場合は、近隣市町村の震度等から推定する。

* 市長は災害の態様等により配備内容を変更し又は配備を解くことができる。

第1節 災害応急活動体制

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報収集・災害即応体制	各班
2. 災害対策本部体制	各班、各防災関係機関
3. 職員の動員・配備	各班
大規模災害が発生または発生するおそれがある場合、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。 このため職員は、勤務時間外にあっても速やかに参集して災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災関係機関が有する災害対策能力を初動期から最大限発揮させる。	

1. 情報収集・災害即応体制

(1) 情報収集・災害即応体制の設置

ア 市域において震度4～5弱又は長周期地震動階級3以上の地震が発生した場合に設置する。

イ 担当職員は、職員配備基準(震災)に従って情報収集・災害即応体制をとる。

ウ 自動配備

配備基準のうち、自動配備に該当する事象が発生した場合、参集指示があったとみなして参集する。

エ 設置場所

(ア) 情報収集体制

危機管理課執務室に情報所を設置する。

(イ) 災害即応体制

災害対策室1・2・3に本部事務局を設置する。

(2) 情報収集・災害即応体制の運営

ア 担当職員は、指定された場所に参集し、災害対策活動を行う。

イ 責任者

情報収集体制は危機管理課長が、災害即応体制は事務局長(総務部長)が責任者となり指揮を執る。

ウ 災害対策本部活動マニュアルに基づき活動・運営する。

エ 応援体制

各対策部は、事務分掌に基づき体制を整える。

(3) 情報収集・災害即応体制の解除

各責任者は、配備体制をとる必要がなくなったときは、市長に報告し、情報収集・災害即応体制を解除する。

2. 災害対策本部体制

(1) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、職員配備基準に基づき白井市災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。担当職員は、職員配備基準に基づき本部体制をとる。

各課等は毎年度配備職員名簿を作成し危機管理課へ提出する。

イ 設置場所

本部は、市役所庁舎内の災害対策室1・2・3に設置する。

施設の正面玄関及び本部入口に「白井市災害対策本部」の標識を掲げ明示するものとする。被災状況により本部を庁舎に設置できない場合は、保健福祉センター（第1位）、文化センター（第2位）の順で代替施設とする。

また、レイアウト・資機材等については災害対策本部活動マニュアルによるものとする。

(2) 災害対策本部の運営

ア 本部の構成

(3) 災害対策本部及び各対策部構成図のとおり。

イ 職務権限

本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長、教育長）の順により権限を委任する。

ウ 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部事務局長、本部員及び関係機関等連絡員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び本部連絡員を出席させることができる。

なお、本部会議の協議事項は、災害対策の基本方針、災害活動体制等の総合調整、その他重要事項とする。

エ 本部事務局

本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、対応方針に関すること、各部の活動状況の把握、関係機関等との連携及び本部会議の運営を行う。

また、本部連絡員は、事務局及び本部員の指示・伝達事項について連絡調整等を行う。

オ 事務分掌

各対策部の部長は、本部長（市長）の命を受け部内の応急対策業務を掌握し、所属の職員を指揮監督するとともに、本部事務局と連携して応急対策活動を実施する。

カ 各対策部の構成

(3) 災害対策本部及び各対策部構成図のとおり。

キ 通知先と方法

災害対策本部の設置及び廃止の報告・通知・公表先と方法

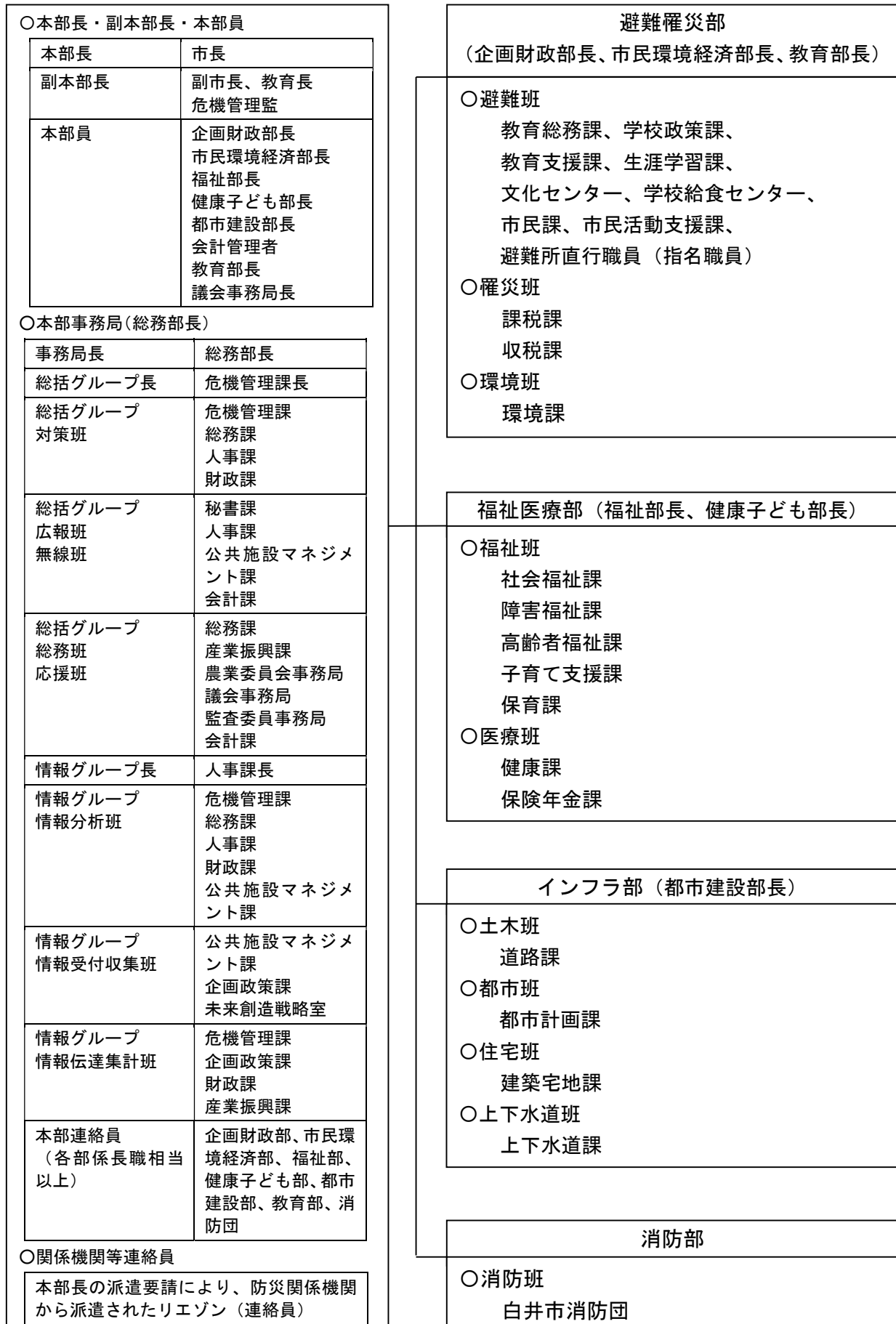
報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
千葉県知事	県防災行政無線・防災電話・F a x ・他
印西警察署	防災電話・F a x ・他
印西地区消防組合	県防災行政無線・防災電話・F a x ・他
防災関係機関	防災電話・県防災行政無線・F a x ・他
隣接市町村	県防災行政無線・防災電話・F a x ・他
報道機関	電話・F a x ・他
市議会議員(事務局)	電話・F a x ・他
住民	市防災行政無線（同報系）・広報車・ホームページ・他

ク 本部の解散

本部長（市長）は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

また、災害対策本部廃止後も継続して行う災害対策事務については、当該事務を担当する班を構成する対策部又は課に引き継ぐ。

(3) 災害対策本部及び各対策部構成図



(4) 各部各班の事務分掌

部	班名	事務分掌
本部事務局	総括グループ	対策班 ○危機管理課 総務課 人事課 財政課
		1. 災害対策本部の設置・解散、本部事務局の運営、災害対策本部会議の開催、本部長指示等の発信に関する事
		2. 災害対策の基本方針、総合調整・統制に関する事
		3. 基本方針に基づく各部・災害対策本部事務局各班への具体的な指示及び実行の確認に関する事
		4. 県、他市町村、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連絡調整に関する事
		5. 避難指示等の発令に関する事
		6. 自衛隊災害派遣、応急対策職員派遣等に関する事
		7. 市の配備体制に関する事
		8. 災害視察等の対応に関する事
		広報班・無線班 ○人事課・秘書課 公共施設マネジメント課 会計課
		1. 災害広報、報道機関との連絡調整に関する事
		2. 防災行政無線の運用統制に関する事
		3. 本部長の秘書に関する事
		4. 災害対策相談窓口の設置、運営に関する事
	情報グループ	総務班・応援班 ○総務課・農業委員会事務局 産業振興課 議会事務局 監査委員事務局 会計課
		1. 応援要請及び受援の総括、総合調整、応援団体の宿泊等の支援に関する事
		2. 事務局員の勤務管理（ローテーション等）、支援に関する事
		3. 市議会との連絡調整に関する事
		4. 庁舎、私有財産の被害調査、保全、緊急使用に関する事
		5. 車両、燃料等の共有資源の確保、管理等に関する事
		6. 災害関係経費の出納に関する事
		7. 義援金の募集、受領に関する事
		8. 応急財政措置に関する事
		9. 飲食料・生活物資の調達（救援物資の募集含む）、物資集積所の設置・運営、避難所等への供給に関する事
		10. 農林業及び商工業関係の被害調査、災害対策（融資、病虫害防除、技術指導等含む）に関する事
		11. 各班の職務応援に関する事
	情報グループ	情報分析班 ○危機管理課 総務課、人事課 財政課 公共施設マネジメント課
		1. 地震・気象情報の収集に関する事
		2. 関係機関等からの情報収集分析・集約・整理に関する事
	情報グループ	情報受付収集班 ○公共施設マネジメント課 企画政策課 未来創造戦略室
		1. 市民、関係機関からの情報収集・記録・整理（被災情報、避難、安否情報、防災気象情報）に関する事
	情報グループ	情報伝達集計班 ○危機管理課 企画政策課 財政課 産業振興課
		1. 情報の伝達・集計・確認に関する事
	本部連絡員 (各部係長職相当以上)	1. 各部の事務分掌に基づく対策（事前・事後）の実行等に関する連絡及び状況報告に関する事
		2. 災害対策本部事務局からの指示に対する対応（対策）の実行及び報告に関する事

部	班名	事務分掌
避難・罹災部	避難班 ○教育総務課 学校政策課 教育支援課 生涯学習課 文化センター 学校給食センター 市民課 市民活動支援課	1. 指定避難所・一次滞在施設の管理運営に関すること 2. 行方不明者・安否情報の取りまとめ、照会対応に関すること 3. 遺体安置所の開設・運営に関すること 4. 文化財の被害調査、災害対策に関すること 5. 学校給食センターを活用した炊き出しに関すること 6. 学校施設の被害調査・復旧、各学校との連絡調整、応急教育に関すること 7. 被災児童生徒の学用品の調達、支給に関すること
	避難所直行職員 市長による事前任命職員	1. 地震時の指定避難所の開設・初期運営に関すること
	罹災班 ○課税課 収税課	1. 各地区の家屋の被害概況調査に関すること 2. 被害家屋認定調査、罹災証明に関すること 3. 市税の災害時特例措置に関すること
	環境班 ○環境課	1. 災害廃棄物の収集、処理に関すること 2. 貯留型仮設トイレの調達・配置、し尿の非常収集・処理に関すること 3. 被災地の消毒、そ族こん虫等駆除に関すること 4. 被災地の環境保全及び公害防止対策に関すること
	復興班（復旧・復興期） ○企画政策課	1. 復興計画の統括に関すること 2. 被災者台帳の統括に関すること
	福祉班 ○社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 保育課 各保育園	1. 福祉避難所の設置・運営に関すること 2. 要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦・乳幼児、外国人等）の調査、支援に関すること 3. 応急保育に関すること 4. 災害弔慰金・災害見舞金・義援金・被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸し付けに関すること 5. 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること
	医療班 ○健康課 保険年金課	1. 市医療救護本部の設置・運営・解散等に関すること 2. 医療救護、助産に関すること 3. 防疫、保健衛生に関すること
	土木班 ○道路課	1. 土木施設（道路、橋梁及び河川等）の被害調査、応急復旧に関すること 2. 応急交通対策（通行障害物の除去、通行規制等）に関すること 3. 災害により被害が発生した箇所及び発生するおそれのある箇所の巡視・注意喚起に関すること 4. 水防活動に関すること
	都市班 ○都市計画課	1. 公園施設の被害調査・復旧、緊急使用（ヘリコプター臨時離着陸場等の災害活動拠点の運用）に関すること 2. 公共交通機関との連絡調整、被害状況の把握に関すること
	住宅班 ○建築宅地課	1. 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること 2. 応急住宅の確保・管理、被災住宅の応急修理、住居障害物の除去に関すること
インフラ部	上下水道班 ○上下水道課	1. 上下水道施設の被害調査、応急復旧に関すること 2. 給水車、給水施設による応急給水に関すること（ペットボトル飲料水の調達供給、非常用井戸の運用を除く） 3. 排水対策に関すること

第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画
第1節 災害応急活動体制

部	班名	事務分掌
消防部	消防班 ○白井市消防団	1. 災害現場における消防、救急及び救出活動に関する事
		2. 危険地域の警戒及び広報に関する事
		3. 避難指示等の伝達及び誘導に関する事
		4. 行方不明者の捜索に関する事
		5. 消防通信の運用及び確保に関する事
		6. 消防団の運用に関する事
各部共通	受援担当者 各部の指名職員	1. 部内の応援要請・受援の総括、総務班・応援班との連絡調整に関する事
	各班共通	1. 管理施設の保全、施設利用者の安全確保に関する事
		2. 所管施設の被害調査又は情報収集、災害対策に関する事
		3. 所掌事務に必要な資源（共用資源を除く）の確保、管理に関する事
		4. 所掌事務に係る機関・団体、専門ボランティアとの連絡調整に関する事
		5. 災害救助法対象事務の帳簿等の作成に関する事
		6. 被災者台帳対象情報の管理、復興班への報告に関する事
		7. 避難所が長期化した場合の避難所運営の協力（全庁ローテーション）に関する事

* 出先機関（保育園、各センター等）は、主管課の事務分掌とする。
複数の課で構成する班の班長は、最上位に記載の課の職員とする。

(4) 現地対策本部

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、災害発生現場に近い公共施設に現地対策本部を設置する。

ア 組織及び運営

(ア) 現地対策本部長

災害対策本部長は、現地対策本部長を副本部長または本部員のうちから指名する。

(イ) 現地対策本部職員

現地対策本部職員は、現地対策本部長が災害対策本部長の了解を得た上で指名した職員で構成する。

イ 事務分掌

(ア) 現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

(イ) 災害対策本部への被災状況と応急対策実施状況の報告

(ウ) その他、本部長の特命事項等

3. 職員の動員・配備

(1) 配備の決定

自動配備以外は、総務部長から市長へ対応方針案を報告し、市長が配備を決定する。

(2) 動員の方法

ア 職員配信メールにより配備体制について全職員へ発令する。メールを受信した部課等長は、職員配備基準に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

イ 勤務時間内でライフラインが使用できる場合は、庁内放送等を併用して発令を行う。

ウ 勤務時間外で自動配備に該当する事象が発生した場合、配備該当職員は、震度等に応じて動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

エ 特に初期活動が必要な部署においては、事前に定めておいた先行登庁職員をいち早く登庁させ、活動体制が整うまでの間、事前準備等を行わせる。

オ 避難所直行職員は、市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、指定された避難所へ速やかに直行し、施設の安全点検を実施するとともに状況を本部事務局に報告して指定避難所の開設又は不開設の指示を受ける。

避難者がいる場合は、開設可能な避難所であれば速やかに開設し避難者の受入を行う。

なお、通信障害等により避難所直行職員との連絡手段を喪失した場合、避難班長は速やかに連絡員を避難所に派遣する。

市内で震度5強以下の地震が発生した場合で避難所の開設が必要な場合、本部事務局長（総務部長）は開設する避難所を決定し、当該避難所を開設させるよう教育部本部連絡員に指示する。

なお、避難所直行職員は、避難所に早期参集が見込めること等を考慮して市長が毎年度当初に任命しておく。

カ 応急危険度判定士

市内の震度が6弱以上の場合、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、平時の所属に関わらず、災害発生から3日間はインフラ部住宅班を応援し、住宅班長（建築宅地課長）の指揮下で、本部、避難所、救護所等の重要施設の応急点検を行う。

(3) 動員時の留意事項

ア 参集手段・報告

(ア) 原則として第1配備以上では通行規制等が考えられるため、徒歩、自転車またはバイクの他、最善の交通手段を用いて参集する。

(イ) 災害状況により登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき災害対策に従事するものとし、そのことを所属長に連絡する。

(ウ) 市施設にも参集できない場合は、その旨を何らかの方法により本部に伝え、参集が可能となった時点で直ちに参集する。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を見聞しながら移動し、緊急の場合を除いて参集後に所属長等を通じて本部事務局に報告する。

ウ 参集途中の緊急措置

(ア) 要救護者、火災現場等を発見した場合は緊急措置にあたり、その後速やかに参集する。

(イ) 住民等に情報提供を求められた場合は、自らの言動で住民等に不安や誤解を与えないよう細心の注意を払って、できる限り対応する。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結できる準備を整えて参集する。下記に参集時の装備例を示す。

参集時の装備例

- 身軽な服装に運動靴、軍手、帽子、雨合羽
 - 筆記用具、懐中電灯（予備電池）、救急セット、マスク、消毒薬、除菌シート
 - 携帯電話、モバイルバッテリー等の通信機器、公衆電話*用の小銭
 - 着替えや3日以上分の飲料水・食料など
 - その他必要とされるもの、担当部で災害応急活動に必要なもの
- ※公衆電話は災害時優先電話のため、災害時にも発信が優先扱いとなる。

(4) 動員報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部（本部連絡員）が集約し、本部事務局（総括グループ）へ報告する。報告の時期については、指示があるまでは原則として30分ごととする。本部事務局長（総務部長）は参集状況をとりまとめ、本部長に報告する。

(5) 消防団員の動員

消防団長は、本部長（市長）から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、ただちに出動できる体制を確立するよう、各分団長に対し、市防災行政無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第2節 災害救助法の適用

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害救助法の適用	総務班・応援班
2. 帳簿の作成等	総務班・応援班、避難班、医療班、住宅班、上下水道班、消防班
災害救助法が適用された場合、対象となる救助費を国、県が担保するため、本部長は、適用基準以上の被害が生じた場合、又は予測される場合は速やかに知事に状況を報告して災害救助法の適用を要請するとともに、速やかに救助事務に着手する。	

1. 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、県知事が行う。

(1) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合の適用基準

白井市における具体的な適用基準は以下のとおりである。

災害救助法の適用基準

該当条項	指標となる被害項目	摘要の基準
第1項第1号 ^{※1}	市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	80世帯以上
第1項第2号 ^{※2}	県内の住家が滅失（罹災）した世帯数	2,500世帯以上
	そのうち市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	40世帯以上
第1項第3号 ^{※3}	県内の住家が滅失（罹災）した世帯数	12,000世帯以上
	そのうち市内の住家が滅失（罹災）した世帯数	多数
第1項第4号 ^{※4}	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の基準に該当すること。 ・災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者について、食品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害救出について特殊の技術を必要とすること	県知事が内閣総理大臣と協議

(令和6年5月現在)

※1 市の人口に応じて、災害救助法施行令別表第1で定義されている。

※2 県・市の人口に応じて、災害救助法施行令別表第2、第3で定義されている。

※3 県の人口に応じて、災害救助法施行令別表第4で定義されている。市の適用基準は、具体の数値で定義されていない。

※4 直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安全及び社会秩序のために迅速な救助を必要とする場合に適用される。

イ 被害の設定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の認定基準による。滅失した世帯数は、原則的に居住する建物が全壊又は半壊した世帯を次のように換算する。

1世帯としての換算

被害程度	世帯数	
全壊（全焼・流失）住家	1世帯	それぞれ住家滅失1世帯として換算
半壊（半焼）住家	2世帯	
床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住できない状態の住家	3世帯	
床下浸水、一部損壊は1世帯住家として換算しない。		

ウ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行われる。

(2) 災害救助法の適用手続き

市域の被害状況が災害救助法の適用基準（(1) 参照）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長（本部長）は直ちにその旨を知事（千葉県災害対策本部事務局）に報告する。

災害発生報告項目

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の概況
- 適用を要請する理由
- 適用の有無
- 既にとった措置及び今後とろうとする措置
- その他必要事項

災害状況の把握及び報告については、千葉県の「災害救助の手引き」に基づき行う。

2. 帳簿の作成等

災害救助法が適用された場合、各種の救助を迅速に行うため、県知事は応急仮設住宅の建設以外の事務を市長にあらかじめ委任している。

災害救助法の対象事務の各担当班（次表参照）は、千葉県「災害救助の手引き」に基づいて実施した内容や経費の帳簿を整備する。総務班・応援班はこれらの帳簿をとりまとめ、経費の一時繰替支弁を行うため予算措置を講じる。

実施項目及び実施者

救助の種類	実施者（市の担当班）	実施期間
避難所の設置 （災害が発生した場合）	市長（避難班）	7 日以内
避難所の設置 （災害のおそれがある場合）	市長（避難班）	災害が発生しなかったと判明し、救助が必要なくなった日まで
応急仮設住宅の供与	知事(建設) 市長(建設以外：住宅班)	20 日以内着工
炊き出し及び食品の給与	市長（総務班・応援班、避難班）	7 日以内
飲料水の供給	市長（総務班・応援班、上下水道班）	7 日以内
被服寝具及び生活必需品の給与	市長（総務班・応援班）	10 日以内
医療及び助産	市長（医療班）	14 日以内（助産は 7 日以内）
被災者の救出	市長（消防班）	3 日以内
被災住宅の応急修理	市長（住宅班）	1 ヶ月以内完成
学用品の給与	市長（避難班）	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬等	市長（避難班）	10 日以内
遺体の搜索	市長（関係機関）	10 日以内
遺体の処理	市長（避難班）	10 日以内

住宅障害物の除去	市長（住宅班）	10 日以内
----------	---------	--------

実施期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、県知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

【資料編】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3節 情報収集・伝達

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 通信手段の確保	本部事務局、各防災関係機関
2. 連絡体制の確立	総括グループ長、情報分析班、各防災関係機関
3. 地震に関する情報	情報分析班、各防災関係機関
4. 時系列収集区分	各班、各防災関係機関
5. 県等への被害報告	各班
6. 広報活動	広報班・無線班
7. 被災者等への情報伝達	情報受付収集班、避難班
震災情報の収集・連絡及びその伝達は、全ての応急対策の根幹となるものである。市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図るため情報収集・連絡・伝達について必要な事項を定める。	

1. 通信手段の確保

総括グループ及び情報グループは、地震発生後における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。また、災害時優先電話番号を一般に公表しないものとする。

(2) FAX の利用

本部、出先機関、県、防災関係機関間の伝達及び報告等の通信連絡については、正確を期するため原則としてFAXを用いた文書連絡により行う。

(3) 保有無線の利用（有線による通信が途絶した場合）

ア 災害時に利用可能な無線通信

(ア) 県防災行政無線及び防災情報システム

(イ) 市防災行政無線

イ 通信の統制

本部は無線通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努めるものとする。

(ア) 重要通信優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

(イ) 通信許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。なお子局間通信は原則として制限をかけるものとする）

(ウ) 簡潔通話の原則（通信時間短縮のため、簡潔に行う）

(エ) 専任通信担当者の設置（できるだけ各子局には担当者を常駐させる）

ウ 無線通信に障害が発生した場合の対応策

(ア) 輻輳している場合は、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する場合には、冒頭に「至急、至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。

(イ) 周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。また、電波が弱い場合も受信状況が改善される適当な場所に移動する。

【資料編】主な防災関係機関一覧

(4) 他の通信施設の利用（非常通信）

防災行政無線等の通信施設が使用不能の場合、特に緊急を要する事態が生じた場合は、

電波法第52条の規定に基づき「非常通信」に使用するものとして、次の機関の協力を得て当該機関が保有する無線通信施設を使用する。

- 県防災行政無線を備える他機関の通信施設
- 事業所で取り扱う業務無線の通信施設
- 警察機関の通信施設
- アマチュア無線局

(5) 通信が途絶した時

代替の通信手段によるが、復旧に時間を要する場合は伝令を派遣して連絡する。

2. 連絡体制の確立

(1) 連絡責任者

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、各機関は連絡責任者を置く。本部の連絡責任者は総括グループ長とし、各部及び関係機関相互との通信連絡を総轄する。

(2) 気象警報等の伝達方法

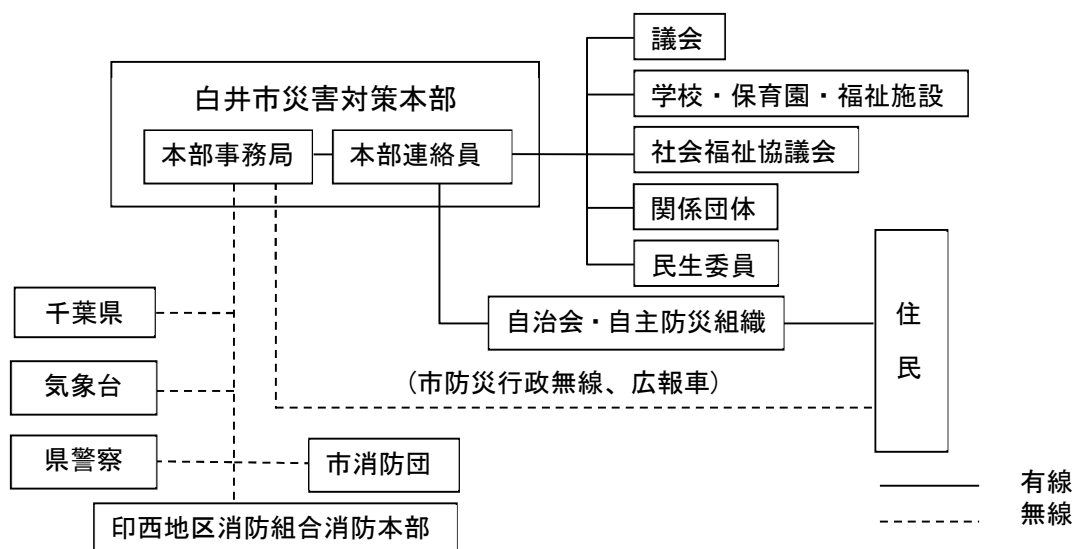
ア 千葉県その他の機関から伝達された警報等は、情報分析班が受領（受信）し、総括グループ長はその情報を速やかに本部長に報告するとともに庁内各部（班）に伝達する。

なお、解除されたときもこれと同様とする。

イ 伝達を受けた庁内各部（班）は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに所轄する施設又は関係団体へ電話又はFAX等をもって伝達する。

ウ 住民等への伝達方法は、市防災行政無線及び広報車による放送伝達、消防機関による広報のほか状況により、サイレン、警鐘による伝達を行う。

(3) 伝達系統



3. 地震に関する情報

市及び関係機関は、地震が発生した場合に気象庁が発表する以下の地震情報を確認し、震度に応じた配備体制をとる。

(1) 緊急地震速報（警報）

ある地域で、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県の地

域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(2) 震度速報

地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（本市は千葉県北西部）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(3) 震源に関する情報

震度3以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）。

(4) 震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

ア 震度1以上

イ 津波警報または津波注意報または若干の海面変動が予想される時

ウ 緊急地震速報（警報）発表時

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

(6) 推計震度分布図

震度5弱以上の場合、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(7) 長周期地震動に関する観測情報

長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。

(8) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

ア マグニチュード7.0以上

イ 都市部などの著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）

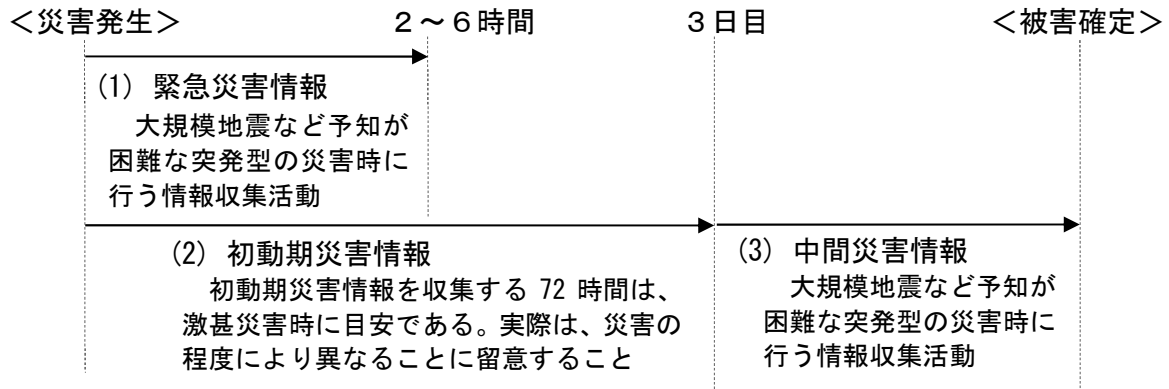
地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。）

(9) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報などを発表する。

4. 時系列収集区分

災害情報の収集活動を災害発生からの時間経過に応じ、次のように区分して行うものとし、特に大規模な震災については、緊急性が求められる情報を優先的に収集する。



(1) 緊急災害情報

震度5弱以上の地震が発生した場合、県や消防庁への災害即報、自衛隊災害派遣要請及び災害マネジメント総括支援員の派遣要請の判断に必要な情報を優先的に収集する。

- 人命救助、死者・行方不明者に係る情報
- 火災・延焼に係る情報
- 119番通報の殺到状況
- 本部のマネジメント能力不足、資源不足、機能喪失に関する情報

(2) 初動期災害情報の収集

ア 初動期災害情報は、緊急性の高い応急活動の実施と広域応援の必要性を迅速に判断するための情報とする。そのため混乱した状況にあっても、以下の情報を中心に正確性を高めるよう努めるとともに、混乱している旨を速やかに県に即報する。

イ 初動期災害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。

情報収集先		情報 の 内 容
1	警察署	けが人・生き埋め・死傷者数の概括情報、道路交通情報・交通規制情報
2	消防本部	火災・延焼、危険物漏洩、ガス漏れ情報、救急・救助活動情報、119番通報の殺到状況
3	土木事務所、国道事務所	河川施設、橋梁、広域幹線道路の道路被害情報、崖崩れ、崩壊危険箇所情報
4	各部（本部連絡員）	職員参集時の見聞収集情報（建物倒壊・火災等の被害情報、避難等住民行動、避難所開設情報） 各部の活動・対応状況、応援要請・受援状況
5	避難班	自治会、避難所からの情報（地区の災害情報、避難等住民行動、避難所開設情報、避難者数）
6	各ライフライン機関	電気・ガス・水道・下水道・通信・鉄道の被害情報と復旧情報
7	市内医療機関等	傷病者の発生状況、医療施設の被害状況、診療機能
8	他市町村	他市町村の被害概況

(3) 中間災害情報の収集

ア 各部（本部連絡員）は、災害発生から概ねの活動が軌道にのった時点で、原則として毎日2回、9時、15時現在の災害情報を、本部事務局（情報分析班）へ報告するものとする。

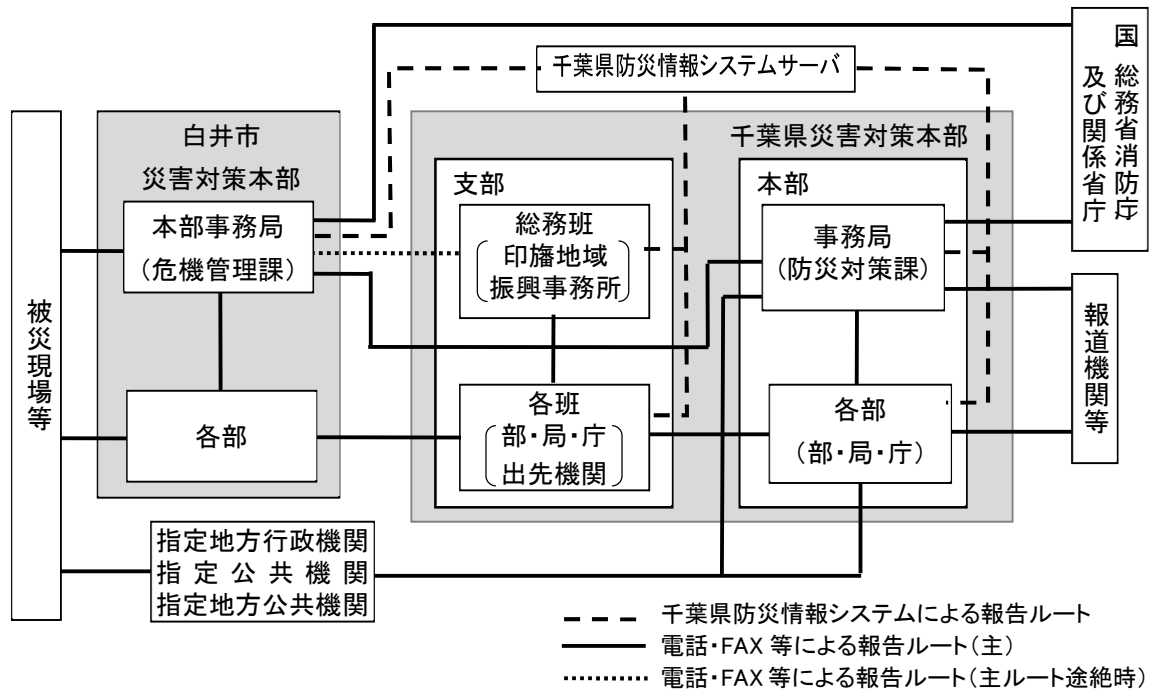
イ 被害状況の調査は、次に掲げる各部・各機関が実施する。また、家屋被害認定調査等、人員の不足や専門的な知識を必要とする調査で市独自の調査が困難な場合は、次の協力機関等に対し応援を求めるものとする。

中間災害情報の調査事項と担当

実 施 担 当	調 査 事 項	協 力 機 関
本部事務局 対策班	公益事業被害	東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株)
インフラ部 都市班		北総鉄道(株)
本部事務局 総務班・応援班	商工関係被害 観光施設被害 農業用施設被害 農・畜産業被害	商工会、農業協同組合、土地改良区 印旛農業事務所、白井市梨業組合
消 防 部 消防班	火災状況 危険物等の事故	印西地区消防組合
避難罹災部 避難班	避難状況	自主防災組織、施設管理者
避難罹災部 避難班	人的被害（遺体安置者）	印西警察署
福祉医療部 医療班	人的被害（救護所傷病者、医療施設診療状況）	印旛市郡医師会 印旛郡市歯科医師会
消 防 部 消防班	人的被害（救出者）	
避難罹災部 罹災班 インフラ部 住宅班	住家の被害（危険度判定、被害家屋認定調査）	千葉県土地家屋調査士会
避難罹災部 環境班	廃棄物処理施設被害	印西地区環境整備事業組合、 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
福祉医療部 医療班	感染症関係被害	印旛保健所（印旛健康福祉センター）
福祉医療部 福祉班	社会福祉施設被害	県健康福祉部
インフラ部 土木班	公共土木施設被害	印旛土木事務所
インフラ部 上下水道班	水道施設被害	県総合企画部水政課、県企業局、 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部
	下水道施設被害	県県土整備部、都市整備局下水道課 印旛沼下水道事務所、手賀沼下水道事務所

5. 県等への被害報告

県等への被害情報等の収集報告活動については、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき行うものとする。



(1) 報告すべき災害

市（対策班）は、次の基準に該当する場合、県本部事務局（防災対策課）へ報告する。

- 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- 市内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合
- 市が災害対策本部・災害即応配備を設置したもの
- 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県本部事務局が認めた場合
- 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合
- 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

(2) 報告すべき事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所または地域
- 被害の状況
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - ・主な応急措置の実施状況
 - ・その他必要事項
- 災害による住民等の避難の状況
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

(3) 報告の手順等

ア 各部から報告された被害状況及び措置状況のとりまとめにあたっては、調査漏れや重複のないよう留意し、調整する。

イ 被害の報告は、規定された報告の区分及び様式に従って、千葉県防災情報システム（システム端末）及び電話・FAXまたは県防災行政無線により報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

ウ 震度5弱以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（昭和59年消防第267号）」により、被害の有無を問わず第1報等については県と併せて国（総務省消防庁）

に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

- ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を確定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮すること。
- イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。
- ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。
- エ 市は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。
- オ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。
- カ 市は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。
- キ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

国及び県への報告方法

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県消防防災無線 電話 048-500-90-49013（衛星系） 120-90-49013（地上系） FAX 048-500-90-49033（衛星系） 120-90-49033（地上系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	【県防災対策課】 ① 県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127
勤務時間外	【消防庁宿直室】 ① 県消防防災無線 電話 048-500-90-49102（衛星系） 120-90-49102（地上系） FAX 048-500-90-49036（衛星系） 120-90-49036（地上系） ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	【県防災行政無線統制室】 ① 県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ② 一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

※地上系は県庁のみ使用可能

被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。なお、各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

【資料編】千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

分類	情報項目	市の担当班	関係機関	県への報告様式
人的被害	死者、行方不明者	避難班、消防班	警察署、自衛隊	様式1 (人的被害)
	重症者、軽症者	医療班	医療機関	
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	全壊・全焼・全流出、 半壊・半焼、一部損壊、 床上浸水、床下浸水	罹災班 消防班	—	様式2 (住家等被害)
非住家被害	公共建物	総務班・応援班	各機関	
	その他の建物	罹災班	各機関	
道路被害	道路、橋梁被害	土木班	各道路管理者、警察署	様式3 (交通規制・道路被害)
	がけ崩れ	土木班	印旛土木事務所	
	急傾斜地崩壊防止施設被害	土木班		
その他被害	火災発生件数	消防班	—	様式4 (その他の被害)
	河川施設等被害	土木班	印旛土木事務所	
	砂防施設等被害	土木班	印旛土木事務所	
	清掃施設	環境班	印西地区環境整備事業組合、 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	
	停電、電話不通、 ガス供給停止の戸数	対策班	東京電力パワーグリッド [※] 、 NTT 東日本、ガス	
	ブロック塀等の倒壊数	罹災班	—	
	鉄道の不通	対策班	鉄道事業者	(交通計画)
	水道施設被害、断水戸数	上下水道班	県企業局	(水政・水道)
	田畑の被害	総務班・応援班	千葉印旛農業事務所 農業協同組合	(農林水産)
避難指示等発令状況		対策班	—	様式5 (避難指示等)
物資資源情報（備蓄物資、集積拠点）		総務班・応援班	—	様式6 (物資情報)
避難所等情報（諸元、開設状況）		避難班	—	様式7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害情報		対策班	—	災害即報 第4号様式

6. 広報活動

震災発生における住民の混乱防止や不安をなくすため、被害状況、救援活動状況を住民に対してできる限り正確に提供するとともに、二次災害の発生を防止するために住民等の協力を得ながら実施する。また、生活再開に必要な情報を提供する。

(1) 広報内容

震災発生後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。

ア 震災発生直後から初動活動期（概ね72時間）

発生直後は、次に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

分類		広報内容
混乱防止のための情報	1. 市民が状況を判断できるための情報	①災害の規模・範囲・内容 ②概括的な被害状況 ③ライフライン関連情報 ④道路関連（交通規制）情報 ⑤鉄道・バス運行状況

	2. 救援活動状況の情報	①救援活動情報 ②人命救助の協力呼びかけ ③全国からの救援の状況
	3. 二次災害防止情報	①出火防止情報（初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置） ②地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒呼びかけ
	4. 一般的な避難情報（避難指示とは区別）	①避難場所・避難所の情報 ②避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報） ③災害時要配慮者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ ④避難時の車の使用制限
	5. 応急対策実施状況	①行政の対応状況 ②消防団・自主防災組織等の対応状況
	6. その他	①死体安置（場所）情報 ②流言飛語の防止に関する情報
	生存関連情報	①医療機関の受入情報 ②臨時開設された医療施設・救護所情報 ③専門医療（人工透析等）医療機関情報
	2. 水食料の物資情報	①水の拠点配給場所 ②物資等の配給場所 ③救援物資等の受入情報

イ 生活の再開時期（概ね72時間以降）

災害の拡大するおそれなくなり、住民が生活を再開するために提供する各情報については、住民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格にあわせた的確な広報手段を用いるよう努めるものとする。

分 類		広報内容
混乱防止のための情報	1. ライフライン復旧情報	①ライフライン施設の復旧状況（回復までの日数） ②代替燃料・機器に関する情報
	2. 交通・道路情報	①鉄道・バス等の復旧情報 ②道路情報（交通規制・復旧情報） ③代替交通機関の情報
	3. 生活の基礎情報	①店舗営業・浴場情報 ②避難所・地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報 ④医療情報（病院・診療所・救護所） ⑤各種相談窓口情報
	4. 教育関連情報	①学校の休校・再開情報
	5. 災害時の行政施策情報	①住宅関連情報 ②り災証明・義援金関連情報 ③倒壊家屋・ガレキ処理関連情報 ④各種貸付融資制度関連情報 ⑤都市計画関連情報 ⑥各種式典関連情報 ⑦経済活動支援関連情報 ⑧見舞金・弔慰金等の支給関連情報 ⑨各種減免・軽減・延期措置情報 ⑩応急復旧関連情報 ⑪二次災害防止啓発関連情報
	6. その他	その他必要な情報

(2) 広報手段

ア 市防災行政無線による広報

イ 広報車による広報

住民等への呼びかけや避難誘導等を目的として、被災状況や交通規制等を確認の上、必要に応じて放送機材を搭載した車両を出動させ広報を行う。

ウ 市職員・自主防災組織・消防団等による広報

(ア) 災害当初は、地区対応・避難所等の応急対策現場の職員等は、その所属に関係なく、

収集した情報を掲示板への張り出し等により住民等に提供する。

(イ) 職員等は、メモ等を携帯し、住民等の問い合わせ等に対応できるようにする。

エ 臨時広報紙の発行

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルート確保に努める。

オ 回覧板による広報

緊急性がなく各自治会や地区毎の地域性に応じた情報は、主に回覧板を活用する。

カ 報道機関を通じた広報

災害直後は、各報道機関との連携を図り、積極的に情報提供することで迅速で確実な広報を行うこととする。また各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

(ア) ラジオ、テレビ、CATVによる広報

速報性や同時性を生かした広報を行う。また場合によっては、障がい者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう要請する。

(イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる。特に発災当初から市独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえよう要請するものとする。

キ インターネットを利用した広報

市ホームページ、LINEやX（旧Twitter）等のSNS、市民配信メール等のインターネットを利用した広報を実施する。

(3) 報道機関との連携

ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、本部事務局（広報班・無線班）が対応する。

イ 本部の記者発表は、本部長、副本部長、本部事務局長（総務部長）が対応する。

ウ 電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、日本放送協会、千葉テレビ、ベイエフエム、ニッポン放送に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送を要請する。

(4) 自治会、自主防災組織等との連携

発災から時間経過とともに住民の情報ニーズが変化してゆくことから、自治会、自主防災組織や避難所運営委員会等の協力を得てそれらの動向を把握して本部に伝えけるとともに、広報紙の配布や掲示板への貼り出しを行うものとする。

(5) 災害記録の収集・保存

広報資料は、カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

7. 被災者等への情報伝達

(1) 被災者への情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対して、着実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る機会が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供が行われるよう努める。

(2) 問合せ窓口

市は、発災後速やかに、住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

被災者の安否について家族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15の規定に基づき、被災者等の権利に配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

ただし、住民基本台帳事務における支援措置の対象となっている被災者については、個人情報管理を徹底する。

第4節 広域応援の要請

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 国に対する応援要請	対策班、総務班
2. 県に対する応援要請	対策班、総務班
3. 指定地方行政機関等に対する応援要請	対策班、総務班
4. 他市町村に対する応援要請	総務班・応援班
5. 消防広域応援の要請	対策班、総務班・応援班
6. 医療提供者等の応援要請	医療班、福祉班
7. その他の団体・企業等に対する協力要請	各部（要請・受援担当者）
8. 応援隊の受入体制	総務班、各部（受援担当者）
9. 受援計画の策定	対策班、各部
10. 自衛隊に対する災害派遣要請	対策班、総務班
震災規模が大きく、市単独では応急対策の実施が困難な場合に、国、県、他市町村、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。	

1. 国に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、国への応援を要請する。

(1) 応急対策職員派遣制度

応急対策職員派遣制度とは、総務省が構築した被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する制度である。大規模災害（震度6弱以上の地震が観測された場合またはそれに相当する程度の災害を想定）が発生した場合、避難所運営や罹災証明書の交付等、迅速・的確な対応が求められる業務において、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災住民の生活再建を支援することを目的としている。

(2) 総括支援チームの派遣

被災市区町村へ総括支援チーム（「災害マネジメント総括支援員」及び「災害マネジメント支援員」で構成されるチーム）が派遣される場合、次の3つを想定している。

ア 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合

イ 被災都道府県が必要と判断した場合

ウ 確保調整本部（総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市長会にて構成されており、関係省庁や被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県等からの応援職員に関する情報収集・共有や総括支援チーム派遣団体の調整・決定を行う）が得られた情報を基に必要と判断した場合

2. 県に対する応援要請

(1) 応急対策実施のための応援要請

本部長は、応急対策を実施するために必要と認めるときは、県知事に対し実施すべき応急対策や指定地方行政機関及び他自治体の職員派遣のあっせんを要請する。

応援要請が的確に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

緊急を要する場合は、電話又は県防災行政無線等で連絡し、事後文書にて提出する。

応援要請内容

要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等
県知事 (防災危機 管理部防災 対策課)	応急措置の実施 の要請	1. 災害の状況 2. 応援を必要とする理由 3. 応援を希望する物資等の品名及び数量 4. 応援を必要とする場所・活動内容 5. その他必要な事項	・ 災害対策基本法 第 68 条
	1. 指定地方行政 機関職員等の 派遣斡旋要請 2. 他の地方公共 団体職員の派 遣斡旋要請	1. 派遣の斡旋を求める理由 2. 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員 数 3. 派遣の斡旋を必要とする期間 4. 派遣される職員の給与その他の条件 5. その他必要な事項	・ 災害対策基本法 第 30 条第 1 項 ・ 災害対策基本法 第 30 条第 2 項

(2) 情報連絡員との連携等

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。

また、市が甚大な被害を受けて物資の提供や調達が困難になった場合に、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速に供給するほか、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される場合は要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資供給を行うため、市は円滑な受け入れを行う（第 14 節「3. 広域実施体制」参照）。

3. 指定地方行政機関等に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

要請事項

要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令等
指定地方 行政機関 等の長	職員派遣 斡旋要請	1. 派遣を要請・斡旋する理由 2. 職員の職種別人員数 3. 派遣を必要とする期間 4. 派遣される職員の給与その他勤務条件 5. その他必要事項	派遣： 災害対策基本法第 29 条第 2 項 斡旋： 災害対策基本法第 30 条・ 地方自治法第 252 条の 17

4. 他市町村に対する応援要請

本部長は、応急措置を実施するために必要と認めるときは、「災害時における千葉県内市町間の相互応援に関する基本協定」及び福島県伊達市との間に締結した「大規模災害時における相互応援に関する協定」に基づき他の市町村長に応援を要請する。

要請は直接又は県を通じ口頭、電話等により行い事後に速やかに文書を提出する。

白井市に応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、速やかに応援を行う。

要請先	要請の内容	要請時に明らかにすべき事項	根拠法令
千葉県内	1. 応援の要求	1. 応援を求める理由	・ 災害対策基本法

要請先	要請の内容	要請時に明らかにするべき事項	根拠法令
他市町村	2. 職員の派遣要請 3. 災害応援に関する協定に基づく要請	2. 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等 3. 通行路及び応援集結場所 4. 応援を求める期間 5. その他必要な事項	第67条 ・ 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
福島県伊達市	1. 被災者の一時的な受入れ 2. 食糧、飲料水など応急対策及び復旧に必要な物資及び資機材の提供 3. 災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣 4. その他特に要請のある事項	1. 被害の状況 2. 応援の場所及び当該場所への経路 3. 必要とする物資等の品目及び数量 4. 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間 5. その他特に必要とする事項	——
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体	1. 応急物資及び資機材の提供 2. 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3. その他、特に要請があった事項	1. 被害の状況 2. 必要とする物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等 3. 必要とする職員の職種、人数及び派遣期間 4. その他特に必要と認められる事項	——

5. 消防広域応援の要請

本部長又は印西地区消防組合消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救出活動等が発生した場合は、速やかに消防広域応援隊の応援要請を行うものとする。

(1) 千葉県消防広域応援隊

印西地区消防組合消防長は、県内の消防部隊等の応援を受ける必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊

本部長は、応援要請を決定した場合、直ちに知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への連絡ができない場合には、直接消防庁長官に要請する。

応援要請時の被害状況の把握事項

- 災害の発生日時・場所
- 災害の状況（現況、拡大の予測）
- 人的・物的被害の状況
- 気象・地形・市街地の状況
- その他必要事項

活動拠点（野営場所）：白井運動公園

6. 医療提供者等の応援要請

(1) 千葉県（印旛合同救護本部）への要請

市のみで対応が困難な場合、及び他市等との活動の調整が必要と判断される場合は、必要な支援及び調整を合同救護本部へ依頼する。

(2) 日本赤十字社

市(福祉部)から日本赤十字社千葉県支部を通じて要請する。

(3) DWAT（災害福祉支援チーム）

本部長は、避難所等において要配慮者支援に係る人的対応が必要と判断した場合、知事に対して千葉県 DWAT 本部へ派遣要請を依頼する。

7. その他の団体・企業等に対する協力要請

各部長（受援担当）は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、災害協定団体や市域を統括する団体・企業等の長に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

(1) 協定団体への要請

災害協定団体については、迅速な受援のため、各部長（受援担当者）が協定団体へ直接、要請する。受援担当者は、協定団体に要請、受け入れを行った場合、本部連絡員がとりまとめ本部事務局総務班・応援班に状況を報告する。

(2) 団体・企業に対する協力要請時に明らかにする事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

8. 応援隊の受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ体制及び必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

(1) 受援体制の確立

各部の受援担当者は、応急措置の実施に必要な職員や資機材等の不足状況、協定団体への協力要請及び受け入れ状況（7. その他の団体・企業等に対する協力要請(1)「協定団体への要請」参照）を本部連絡員がとりまとめ本部事務局総務班に適宜報告する。

本部事務局総務班は、各部の職員等の過不足や応援協力の受け入れの状況をとりまとめ、補完方法（庁内での人員シフト、県や他市町村への応援要請又は自衛隊の災害派遣等）を対策班及び各部の受援担当者と協議、調整する。また、県や他市町村への応援要請により必要な職員等を確保できた場合は、該当する部の受援担当者に紹介する。

(2) 応援隊活動拠点等の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部室内に応援隊責任者の席を設置する。

また、応援隊員が朝礼や全体会議等を行う活動拠点（候補施設：文化センター）を確保する。

(3) 宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。また、ホテル、旅館等をあつせんする。

イ 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼して確保する。

(4) 車両集結場所等の確保

ア 本部、宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保して提供する。

イ 不足の場合は状況に応じて直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

(5) 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(6) 食料の確保

他市町村、消防機関等の災害応援隊には、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。また、長期化する場合などは、食料や炊事施設の提供を行う。

(7) 広域防災拠点との連携

県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。

対象地域	種別	施設名	備考（用途）
成田・印西ゾーン	広域活動拠点等 （救援部隊の受入れ）	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察
	災害拠点病院等 （DMAT の受入れ、重傷者の航空機搬送等）	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	広域災害医療 拠点
	広域物資拠点（物資の管理、 市の物資集積拠点への輸送）	民間営業倉庫	
千葉地域	広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター	

9. 受援計画の策定

大規模震災時等には、迅速な災害応急対策の実施とともに、継続すべき通常業務への対応も必要であり、また、職員の被災などによる行政機能の低下が懸念されるため、あらかじめ、支援を要する業務、受入体制等を定めた受援計画を策定する。

10. 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

本部長から知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。

必要に応じて、本部長は自衛隊に対し、県知事に派遣要請を要求した旨及び市域の災害の状況を通知する。

自衛隊の災害派遣の実施は、以下の3要件が基準となる。

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 派遣要請の手続き

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接関係部隊等に通報し、事後、速やかに知事に通知する。

〈災害派遣要請の手続き〉（連絡先：県防災危機管理部危機管理課）

○災害の状況及び派遣を要請する事由
○派遣を希望する期間
○派遣を希望する区域及び活動内容
○連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

【資料編】自衛隊の災害派遣要請及び撤収依頼様式

〈緊急の場合の連絡先〉

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊第1空挺団 （習志野）	第3科防衛班長 047-466-2141	駐屯地当直司令 047-466-2141
	県防災行政無線 632-721、632-725（当直）	

〈自衛隊県内部隊連絡先〉

区分	駐屯地等名称 （基地）	郵便番号 所在地	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上自衛隊	習志野	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1	047-466-2141	218	236 301 302	第1空挺団本部
	下志津	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902	043-422-0221	313	314	高射学校企画室
	木更津	〒292-8510 木更津市吾妻地先	0438-23-3411	215	301	第1ヘリコプター団本部
	松戸	〒270-2288 松戸市五香六実17	047-387-2171	203	302	需品学校企画室
海上自衛隊	下総	〒277-8686 柏市藤ヶ谷1614-1	04-7191-2321	2213	2212	下総教育航空群司令部
	館山	〒294-8501 館山市宮城無番地	0470-22-3191	213	222	第21航空群司令部
	木更津	〒292-0063 木更津市江川無番地	0438-23-2361	3110	7000	航空補給処計画部 企画課
航空自衛隊	木更津	〒292-0061 木更津市岩根1-4-1	0438-41-1111	301	225	第4補給処 木更津支処 総務課
	峯岡山	〒299-2508 南房総市丸山町 平塚乙2-564	0470-46-3001	202	410	第44警戒隊総括班
	習志野	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1	047-466-2141	405	417	第1高射群第1高射隊
	柏	〒277-0872 柏市十倉二175-4	04-7131-2896	—	—	システム管理群 中央通信隊送信所小隊

機 関	千 葉	〒263-0021 千葉市稲毛区轟町 1-1-17	043-251-7151	—	—	千葉地方協力本部
--------	-----	---------------------------------	--------------	---	---	----------

(注) 防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所

〒289-2702 旭市大字塙字三番割 電話番号0479-57-3043

(3) 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲（災害派遣時に実施する救援活動）

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両又は航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入れ可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難所等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体と同職員の駐屯地指令への配置、避難所等への早期移管を調整する。
遭難者等の 捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路等交通 路上の障害物の除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、 救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食・給水 及び入浴支援	被災者に対し、給食・給水及び入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対して生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
交通規制の支援	車両の交通が輻そうする地点における車両を対象とする。
危険物の保安 及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発等危険物の保安措置及び除去を実施する。
予防措置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

※防衛省防災業務計画参照

(4) 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事等の要請を待っていないときは、自衛隊法第83条第2項の規定により部隊等を自主派遣することができる。

また、大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

1. 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
2. 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
3. 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
4. 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合

(5) 自衛隊の即応態勢

自衛隊は、次のような即応態勢を維持している。

- 情報収集
震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
- 初動対処態勢
陸上自衛隊各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。また、緊急時の人命救助のため、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。
 - ・陸上自衛隊第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
 - ・海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

(6) 自衛隊の受け入れ

本部事務局対策班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

また、総務班は、白井運動公園に集結した自衛隊部隊を活動する現地に案内するなど、派遣された自衛隊の活動を支援する。

〈自衛隊の受入体制〉

項 目	内 容
作業計画の作成	1. 作業箇所及び作業内容（捜索、救助、救急、緊急輸送） 2. 作業箇所別必要人員及び必要機材 3. 作業箇所別優先順位 4. 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 5. 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	白井運動公園
交渉窓口	1. 本部事務局対策班に連絡窓口を一本化する。 2. 自衛隊からの連絡員幹部（LO）の派遣を要請する。

(7) 経費の負担

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した経費を負担するものとし、2以上の地域に跨って活動した場合の費用負担は、関係市町村と協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）

等の購入費、借上料及び修繕料

イ 派遣部隊の宿営等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営等及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、市と自衛隊が協議する。

(8) 災害派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長と協議して行う。

第5節 救助・救急・医療活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 救助・救急活動	消防組合、警察、消防班、自主防災組織、住民
2. 医療活動	医療班、消防組合、医師会、歯科医師会、薬剤師会、印旛保健所
大規模震災発生直後には救助救急機関と地域住民、自主防災組織とが連携し迅速に活動を実施し、住民等の安全確保に万全を期すため、救助・救急及び医療活動について必要な事項を定める。	

1. 救助・救急活動

(1) 初期の救助・救急活動

大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に著しく時間を要することが想定されるため、地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び付近の住民等と協力して救助・救急活動を行う。

地域における多数の負傷者及び要救助者の発生に対し、装備資機材を用い、また、簡易救出用具（バール、ハンマー、のこぎり、ロープ等）を有効に活用するとともに、地域住民、自主防災組織と連携して救助・救急活動を行うものとする。

(2) 救助・救急活動の方針

救助・救急活動の方針については、以下のとおりとする。

ア 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 延焼火災が発生し、多数の救助・救急が必要な場合は、火災現場付近を優先する。

ウ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事案のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

エ 複数の救助・救急が発生している場合には、軽易な救助及び応急救急活動を自主防災組織や地域住民等へ要請して対応する。

オ 救急搬送に際しては、救命処置を要する重症者を最優先し、状況に応じて車両だけでなくヘリコプター等を要請する。

(3) 自治会・自主防災組織・住民による活動体制

震災発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要である。自主防災組織・住民は協力して地域における避難行動要支援者の避難支援を行うとともに、行方不明者の搜索、救助、傷病者の応急手当、救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対して協力するものとする。

ア 簡易救出用具等を活用しての救出活動

イ 傷病者の救出及び応急手当、救護所等への搬送等の実施及び協力

ウ 地域内の被害状況等の情報収集

(4) 警察の活動

警察の活動については、以下のとおりとする。

ア 倒壊家屋の多発地帯を中心に救出救護活動を行う。

イ 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護担当に引き継ぐ。

ウ 必要に応じて交通規制を行う。

2. 医療活動

医療救護活動は原則として市が対応するが、処理不可能な場合は近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。災害救助法が適用された場合は知事が実施する。

(1) 印西地区消防組合による活動体制

ア 被災地域の医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の確保に努める。

イ 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、市災害対策本部へ報告する。

ウ 市・県と連携して重傷者の災害拠点病院への搬送を行う。

災害拠点病院（後方医療施設）

区分	2次医療圏名	医療機関名	所在地
基幹	印 旛	日本医科大学 千葉北総病院	印西市鎌苅 1715
地域	印 旛	成田赤十字病院	成田市飯田町 90-1
		国際医療福祉大学成田病院	成田市畑ヶ田 852
		東邦大学医療センター 佐倉病院	佐倉市下志津 564-1
地域	東葛南部	船橋市立医療センター	船橋市金杉 1-21-1
		東京歯科大学 市川総合病院	市川市菅野 5-11-13
		順天堂大学医学部附属 浦安病院	浦安市富岡 2-1-1
		東京女子医科大学 八千代医療センター	八千代市大和田新田 477-96
		東京ベイ・浦安市川医療センター	浦安市当代島 3-4-32
		千葉県済生会 習志野病院	習志野市泉町 1-1-1
地域	東葛北部	松戸市立総合医療センター	松戸市千駄堀 993-1
		千葉西総合病院	松戸市金ヶ作 107-1
		東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市柏下 163-1

(2) 市の活動体制

市は市医療救護本部を保健福祉センターに設置し、市内の医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県災害医療本部、合同救護本部（印旛保健所）との通信体制を確保するとともに、必要に応じて連絡員の派遣を要請し、県への支援や調整を円滑に求められるようにする。

(3) 情報収集・提供

市医療救護本部は、医療機関、医師会その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行い、関係機関へも提供する。

ア 傷病者等の発生状況

イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

ウ 避難所及び医療救護所の設置状況

エ 救護所等の医薬品及び医療資器材の需給状況

オ 医療施設、医療救護所等への交通状況

カ その他医療救護活動に資する事項

(4) 医療救護

ア 医療救護班の編成

市医療救護本部は、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその

機能が低下、若しくは停止し、傷病者等の治療が困難となったときは、印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請する。また、合同救護本部（印旛保健所）に対し医療班の派遣等必要な措置を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

イ 救護所の設置

市医療救護本部は、医療救護活動を行うにあたり必要があると認めるときは、救護所を保健福祉センターに設置する。また、状況に応じて千葉県指定の災害医療協力病院（千葉白井病院、北総白井病院、白井聖仁会病院）への設置について協力を要請する。

ウ 救護所の活動内容

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

- (ア) トリアージ（傷病者の選別：治療の優先順位による患者の選別）
- (イ) 診察及び実施可能な応急処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 助産
- (オ) 医療機関への収容、搬送についての市医療救護本部への報告
- (カ) 医療救護活動の記録の報告
- (キ) 死亡の確認
- (ク) 医薬品や資機材の管理

エ 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ市と県（災害医療本部、合同救護本部）、医師会等が協議して定める。

(5) 搬送体制

建物の倒壊や、同時多発火災による負傷者が多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。被災現場から救護所への搬送は市が努め、救護所から後方医療施設までの搬送は市及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ア 自主防災組織・住民による搬送（現場→救護所、医療施設）

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所等への搬送は、家族、自主防災組織・住民が協力して行う。

イ 救急隊による搬送（現場・救護所→医療施設、後方医療施設）

被災現場又は救護所のトリアージ（傷病者の重傷度判定）により、救命処置を要する重症者を最優先とする。

ウ ヘリコプターによる搬送（→後方医療施設等）

緊急に高次治療が必要な重症者等の搬送は、関係機関のヘリコプター及び民間のヘリコプターにより搬送を県（災害医療本部）に要請する。

(6) 医薬品・資機材の確保

ア 備蓄医薬品等での対応

イ 医師、歯科医師携行医薬品等での対応

医療救護・助産等のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、医師、歯科医師等が携行した医薬品等を使用する。（費用については市が実費弁償する。）

ウ 県への要請

県（印旛合同救護本部）を通じて、各医療機関等に協力を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

(7) 救急・救助・医療活動従事者の惨事ストレス対策

救急・救助・医療活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(8) 医療救護チームの支援要請

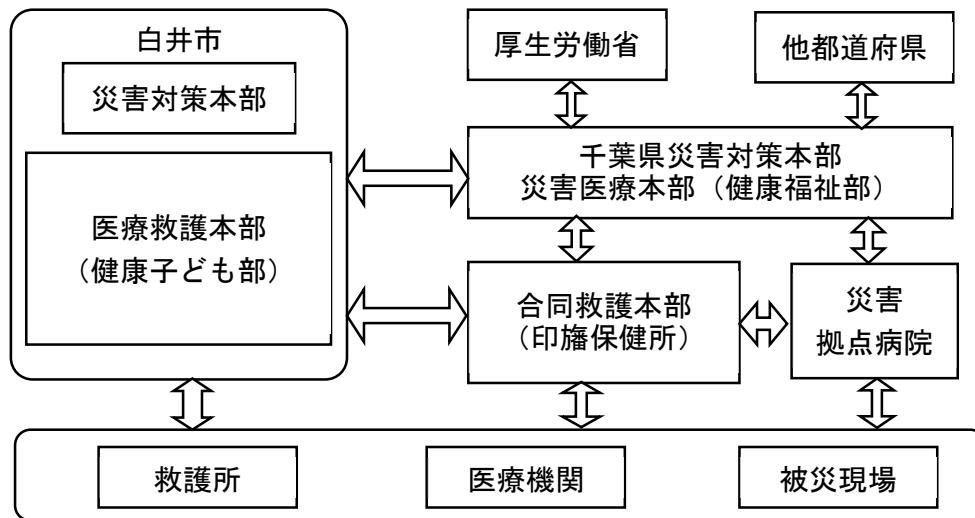
市からの支援要請があったときは、知事は千葉県地域防災計画（千葉県災害医療救護計画）に基づき、次の医療救護班を派遣する。

市医療救護本部は、DMAT 現場活動指揮所が設置された場合や県内外の医療救護チームを受け入れた場合、その活動に協力する。

医療救護班の編成機関

県、日本赤十字社千葉県支部、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会
(一社)千葉県薬剤師会、(公社)千葉県看護協会、(公社)千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院 (DMAT)

医療救護活動の体系図



第6節 消防活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 消防活動の体制	消防組合、消防班
2. 消防活動の方針	消防組合、消防班
3. 消防団の活動	消防班
印西地区消防組合策定の消防計画に基づき、市災害対策本部や各関係機関と連携を図りながら、消火・救助を中心とした各種災害に対処する。	

1. 消防活動の体制

(1) 組織体制

消防活動は、印西地区消防組合が主体となって担うものとする。市災害対策本部は印西地区消防組合と連携し消防活動体制をとる。

消防活動に当たっては、印西地区消防本部及び消防団で効果的な消防活動を実施する。

(2) 大規模震災時の活動体制

大規模震災により多数の死傷者が発生した場合、印西地区消防組合は消防計画に基づき、より迅速で適格な指揮並びに情報連絡等の拠点となる消防対策本部を設置し、関係機関と連携して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

市本部は、印西地区消防組合の要請や各種情報に基づいて応援要員及び必要資機材（重機等）を供給するとともに、必要に応じ警察、自衛隊等へ応援を要請する。

(3) 広域消防応援体制

本部長（市長）又は印西地区消防組合消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて、消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

【資料編】緊急消防援助隊の運用に関する要綱（抜粋）

(4) 消防活動従事者の惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2. 消防活動の方針

(1) 初期消防活動

大規模震災が発生した場合は、消防隊の到着に著しく時間を要することが想定されるので、それまで地震発生直後の初期消火や救出活動等については、受け持ち区域の消防団が主力となり、自主防災組織及び付近の住民等と協力して消防活動を行う。

(2) 消火活動の方針

大規模震災にともなう延焼拡大の防止と火災の早期鎮圧、人命の救出救助及び避難路の安全確保を目的とする。

ア 人命と安全を考慮した避難場所、避難路の確保

イ 延焼拡大危険地域及び延焼拡大危険要素が高い地域を考慮した活動

ウ 早期鎮圧の可能性の高い火災を考慮した活動

エ 大工場、危険物貯蔵施設からの出火には、市街地に面する部分の延焼拡大阻止を考慮

する

オ 重要対象物周辺の火災には、重要対象物の防護上に必要な活動を考慮する

(3) 多角的な消防水利の活用

防火水槽、消火栓、市内小中学校プール及び都市排水路に設置の簡易堰だけでなく、河川及び用水路等の自然水利を考慮する。

3. 消防団の活動

消防団は、次に示す原則に基づき、住民等に対する出火防止の呼びかけや初期消火活動等を行うことを第一の任務として、消防隊の活動を補完し、大規模災害による二次的被害の発生を最小限にとどめるように努める。

- 地震の発生により火災が予測される場合は、居住地付近の住民等に対し出火防止を呼びかける。
- 出火した場合は、消防隊が到着するまで住民等と協力して、初期消火を図る。
- 地震発生初期における火災等の状況、通行障害の状況、特異な救助等を消防本部等に通報する。
- 必要に応じ、住民に対し市本部からの情報、指示等の広報伝達を行う。
- 被災者の救出や負傷者に対する応急手当を行うとともに、自主防災組織やボランティア組織等と連携して傷病者等を安全な場所へ搬送する。
- 避難の指示がなされた場合は、これを住民等に広報伝達するとともに、消防署、警察、市災害対策本部、自主防災組織等と連携をとり、協力して住民等を安全に避難させる。

第7節 危険物等施設の対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市の対応	情報分析班、環境班
2. 印西地区消防組合の対応	消防組合
3. 事業者の責務と対応	事業者
震災による危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、放射性同位元素等（以下、「危険物等」という。）の火災・爆発・流出等（以下、「二次災害」という。）による被害を最小限に抑えるための応急対策について定める。	

1. 市の対応

(1) 情報の収集及び巡視等

消防本部や事業者等により二次災害発生又はそのおそれがあるとの連絡を受けたとき、又は自ら災害発生を予測したときは、直ちに巡視を含む情報収集を行い被害状況の把握をするとともに、周辺地域への影響、予想される被害、避難の要否の判断を行う。

(2) 健康管理及び環境保全対策

市及び河川管理者等関係機関は、危険物等が河川等の公共用水域に流出、地下に浸透又は大気中に放出された場合、人体の健康の保護及び環境保全のため、関係機関と連携して防除対策や環境調査を実施する。また、環境調査の結果は速やかに住民に公表する。

(3) 住民に対する広報

二次災害により付近住民に危険がある場合、又はそのおそれがある場合は、直ちに付近住民に対して、災害の状況や避難等の必要性などを市防災行政無線等や報道機関の協力を得て周知する。

2. 印西地区消防組合の対応

消防本部は、地震に伴う火災・爆発・流出等の災害が発生もしくはその恐れがあると通報を受けた場合は、直ちに二次災害防止活動、消火活動、救助・救出活動等必要な措置を講じるとともに、市と連絡・連携をとるものとする。

3. 事業者の責務と対応

(1) 二次災害の防止対策

震災により危険物等施設若しくは周辺施設に被害を受けた場合、又はそのおそれのある場合、危険物等取扱事業所の責任者、管理者（以下、「事業者等」という。）は次に掲げる措置を講じ、二次災害の防止に努めるものとする。

ア 関係機関への連絡通報

被害を受ける可能性に応じて適宜防災関係機関と連絡をとり、迅速な対策が取れるよう万全の準備を整える。

イ 危険物等施設の緊急停止と応急点検の実施

周辺施設に被害が発生又はそのおそれがある場合、危険物等施設における作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、ただちに二次災害防止の応急点検を実施する。

ウ 自主防災活動の実施

危険物等施設における損傷等異常を発見したときは応急補修するとともに、状況に応

じて速やかに、危険物等の除去、移動等の適切な防災活動を自主的に行う。

エ 二次災害への備え

二次災害の発生に備えて、消火剤、オイルフェンス、中和剤等の防除資機材を準備し、すぐに防災活動を実施できる態勢をとる。

(2) 二次災害発生時の対策

事業者等は、二次災害が発生した場合、被害状況や付近の状況、危険物等の種類等に応じて、速やかに関係法令に基づく応急措置を講じ、その被害の拡大防止を図るものとする。

なお、関係機関への通報は発生前の警戒通報を原則とするが、突発的な流出や火災、爆発等が発生した場合には、直ちに消防機関、警察及び保健所等へ通報する。

危険物、毒物劇物	・消防署等の防災機関の到着まで、被災状況等必要に応じて隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱責任者等の協力を得て適切な対応を図る。
火薬類	・保管、貯蔵している火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、速やかにこれを安全な場所に移動する。
高圧ガス	・高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業者等は、あらかじめ定められている防災事業所の協力を得て、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置き場）等を巡回し、ガス漏えい探知機等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図る。 ・高圧ガス販売事業所においては、販売先の設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図る。 ・移動車両が被災した場合は、千葉県高圧ガス輸送保安基準（平成25年4月1日改正）に基づいた応急措置を講じる。
放射性同位元素等	・保管施設等に損傷等の異常を発見した場合又はそのおそれがある場合、あるいは破損等による放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、文部科学省、県、市及び消防機関・警察へ通報を行う。 ※保管施設：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう ・放射線による障害が発生した場合又はそのおそれのある場合は、付近住民及び農作物等に対する放射線障害を防止するために、危険となる区域に近づかないよう速やかに従業員や住民等に警告する等の措置を行う

(3) 道路、河川等への石油類等の流出対策

事業者等は、大量の石油類等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除を実施する。

ア 震災による施設の被害、又は運搬車両の移動中に当該流出事故が発生した場合、速やかに消防機関、道路管理者及び河川管理者等に通報する。

イ 大量に流出又は漏えいした場合、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

(ア) オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を活用し拡散を防止する。

(イ) オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又は汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

(ウ) 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講じる。

ウ 応急対策活動に必要な作業人員及び設備、資機材等について、防災関係機関と相互に密接な協力体制を取り、防除対策を迅速、的確に実施する。

(4) 住民に対する広報

事業者等は、危険物等による二次災害が発生し、周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保を図るため、速やかに広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、市及び消防機関にも必要な広報を依頼する。

第8節 要配慮者対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 在宅要配慮者の安全確保	福祉班、避難支援等関係者
2. 要配慮者利用施設における対策	施設管理者、消防団、福祉班
3. 福祉避難所の設置	福祉班、施設管理者
4. 要配慮者の生活確保	福祉班、住宅班
自力避難が困難な状況である避難行動要支援者に対して地域住民及び自主防災組織等の協力による安否確認及び避難誘導、避難状況の確認等、震災発生時の避難行動要支援者に対する安全対策について必要な事項を定める。その他、必要な事項については「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき実施する。	

1. 在宅要配慮者の安全確保

(1) 震災発生直後の安全確保

在宅の寝たきり高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等のいわゆる在宅の要配慮者の安全確保は次により行う。

ア 避難行動要支援者の支援

自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者は、市から提供された避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者宅を訪れてその避難状況や安全の確認、避難場所への移送支援等を行い、安全が確保されておらず支援が困難な場合は、直ちに市及び消防に連絡する。

なお、市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

イ その他の要配慮者の支援

家族、近隣住民等が協力し、安否確認、情報伝達を行う。

避難の必要がある場合は、要配慮者の状況に応じた避難誘導を行う。

ウ 安否の確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認結果を直接又は避難所を通じて市に報告する。

市は、避難支援等関係者による避難行動要支援者の安否確認が行われない地域について安否確認の実施に努める。

(2) 被災した要配慮者の支援

市は県及び関係機関等と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な措置をとる。

ア 福祉避難室・福祉避難所、福祉仮設住宅の提供、広域的な専用施設等への緊急入所措置

イ 身内による引取り等の措置

ウ 介護ボランティア等を活用したケア体制の確保と実施

エ 健康状態等の把握・共有

(3) 避難所における要配慮者の対応

ア 要配慮者に対し、優先的に避難スペース（福祉避難室）を確保するとともに、健康状態や特性等に配慮した支援に努める。

- (ア) 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- (イ) 要配慮者への迅速・具体的な支援
- (ウ) 避難者に対する要配慮者支援への理解促進
- イ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した福祉避難室の設置
- ウ 日本語の理解が十分ではない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

2. 要配慮者利用施設における対策

要配慮者利用施設（福祉施設、病院、保育園等）の管理者は、市や関係機関と協力して震災時における入（通）所者の安全及び生活の確保を図るため、以下の措置を講じる。

(1) 災害発生直後の安全確保

施設管理者は、入（通）所者の安全の確保を最優先として次の措置を行う。

ア 安否・安全確認

震災発生直後には、職員による入（通）所者の安否確認と施設の安全確認を行う。救助を要する場合は直ちに救助活動を行い、必要に応じて本部や消防に応援要請を行う。

イ 出火防止、初期消火

(ア) 施設管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

(イ) 火災が発生した場合は、消防署に通報するとともに初期消火にあたる。

ウ 情報収集、報告等

(ア) 関係機関（消防本部、市）、テレビ、ラジオ等からの情報を積極的に収集する。

(イ) 施設の被害状況を放送等により、全職員に把握させるとともに必要な事項を指示する。

(ウ) 入（通）所者及び施設の被災状況を本部に報告し、必要に応じて応援措置を要請する。

エ 避難誘導

(ア) 避難誘導は自力で避難が困難な避難行動要支援者を優先して行う。

(イ) 避難はできるだけ先頭と最後尾に誘導員を配置して行う。

(2) 他施設への避難

ア 他施設の確保

施設管理者は自施設の継続利用が危険と判断した場合は、次の事項に留意し、入（通）所者の応急保護に必要な場所の確保を市本部や関係団体等と協力して実施する。

(ア) 災害を免れた施設の利用

(イ) 市の避難所、福祉避難所、福祉仮設住宅の利用

(ウ) 県や市外の社会福祉施設等への受入要請

イ 入（通）所者の応急保護

他施設への避難にあたり、施設管理者は次の事項に留意して被災者の応急保護にあたる。

(ア) 医薬品、飲料水、食料等の確保

(イ) 保健・衛生面の処置

(ウ) 施設職員及び保護者等との連絡体制の確立

(エ) 障がい種別等に応じた救護

(オ) 地域住民・災害ボランティアの協力による支援体制の確立

3. 福祉避難所の設置

要配慮者を収容するため、福祉避難所を設置する。

(1) 福祉避難所の設置

福祉避難所の設置は、災害時に福祉避難所に指定されている施設及び災害協定を締結している施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。市内で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 福祉避難所の周知

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

(3) 福祉避難所への移送

避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、医療や介護等の必要性に応じて福祉避難所への移送を行う。

福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

(4) 福祉避難所の運営

要配慮者のニーズを把握し、福祉の人材や用具等を確保して適切に支援する。なお、支援に当たっては、避難者が災害前に有していた自立能力を損なわないように配慮する。

【資料編】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

4. 要配慮者の生活確保

応急仮設住宅の入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談・支援等の事業を行う。相談・支援に当たっては、必要に応じ災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を要請する。

第9節 交通対策・緊急輸送

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 交通対策	土木班、警察署、道路管理者
2. 緊急輸送	総務班・応援班、関係機関
3. ヘリコプター発着場の設置	対策班、総務班・応援班、都市班、消防組合
震災発生時、救助・救急・消火活動及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等を迅速に行うため、交通規制、緊急輸送等について必要な事項を定める。	

1. 交通対策

(1) 交通情報の収集・伝達

市は震災発生後直ちに、市内の災害時緊急輸送道路を主体とした交通情報（道路の被害状況、渋滞の状況、交通規制の状況等）を収集するとともに、他の道路管理者、警察署と連絡を取り、速やかに交通情報の収集と伝達を図る。

(2) 交通規制の実施

道路管理者、警察署及び県警察本部等は、道路法、道路交通法、災害対策基本法等に基づいて、次の措置を行う。

ア 緊急通行車両の通行確保のための交通規制

イ 危険防止及び交通円滑化のための交通規制

ウ 被災地内への車両の乗り入れ（流入）規制

エ 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

なお、京葉・東葛地域直下型地震発生時には、国道16号と464号より南が通行規制区域となる。

京葉・東葛地域直下型地震発生時の広域交通規制対象道路及び交通検問所

種 別	道 路 名	検問所名（市内）
国道	16号	折立、白井
国道	464号	—

(3) 緊急輸送道路の確保

道路管理者、警察署及び県警察本部は、建設業者等の協力を得て必要に応じて原則2車線（やむを得ない場合は1車線）以上の緊急輸送道路を確保し、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止または制限を行う。

また、確保に当たっては、必要に応じて災害対策基本法により、区間を指定して緊急通行車両の通行の障害となる車両やその他物件の撤去を運転者等に命じるほか、運転者等が不在の場合は自ら移動する。

なお、県は県内道路が被災した場合に啓開や復旧を優先すべき緊急輸送道路をあらかじめ設定しており、市内では最も重要な1次路線として国道16号及び国道464号、2次路線として国道464号白井駅交差点から白井市役所までの区間、3次路線として国道16号富塚交差点から白井第一工業団地及び第二工業団地内までの区間が該当している。

(4) 緊急通行車両の使用

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、災害発生前に、公安委員会に緊急通行車両に該当するかどうかの審査を申請し、標章及び確認証明書の交付を受けておく。

証明書は必ず携行し、交通検問所で現に災害応急対策を実施するために運転中の車両であることをの確認を受ける。

(5) 規制除外車両の使用

規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関は、(4)に準ずる災害発生前の申請を推進する。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

2. 緊急輸送

(1) 緊急輸送の原則

大規模地震が発生した場合は、人命の救助、安全の確保、被害の拡大防止に重点を置いて、原則として時系列区分により次の実施事項の緊急輸送を優先する。

時系列区分表

	初期 災害発生から概ね3日間 (72時間)	中期 概ね4日目から1週間	後期 1週間目以降
実施事項	1. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資の輸送 2. 消防等の災害の拡大防止に必要な人員及び物資の輸送 3. 国・県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初期応急対策に必要な人員及び物資等の輸送 4. 後方医療機関へ搬送する重度の負傷者の搬送 5. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資の輸送	1. 医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資の輸送や移送 2. 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資の輸送 3. 毛布、衛生用品等の緊急性の高い生活必需物資の輸送 4. 必要と判断した傷病者及び被災者の被災地外への搬送 5. 輸送施設や避難所の応急復旧などに必要な人員及び物資の輸送	1. 医療活動の従事者や医薬品など人命救助に要する人員及び物資の輸送や移送の続行 2. 飲料水及び食料等の輸送 3. 生活必需物資の輸送 4. 廃棄物の搬出 5. 災害復旧に必要な人員及び物資の輸送

(2) 車両・燃料の確保

ア 市保有車の確保・配車

総務班は、市保有車両そのための車両を管理し、拡販からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 陸上輸送の確保

(ア) 総務班は、トラック、バス等による輸送が必要な場合は、輸送業者に応援を要請する。

(イ) 総務班は、鉄道輸送が必要な場合は、北総鉄道株式会社各駅長に要請する。

ウ ヘリコプター輸送

事務局は、広域輸送や緊急的な輸送が必要な場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

エ 燃料の確保

総務班は、市保有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を市内燃料共有業者

等に依頼し、給油場所を指定して調達する。

(3) 県等への要請

市は、県、指定(地方)公共機関である運送事業者又は他の市町村に対し車両輸送を依頼するときは、次の事項を明示する。

- | | |
|--------------|------------|
| ○輸送区間及び借上げ期間 | ○輸送人員又は輸送量 |
| ○車両等の種類及び台数 | ○集結場所及び日時 |
| ○その他必要事項 | |

3. ヘリコプター発着場の設置

大規模地震の直後は、被災地域周辺の緊急輸送道路が機能しない場合も予想されるため、市外からの救援の緊急受け入れ、市外への被災者の緊急搬送又は市内の孤立地区への緊急輸送等には、輸送路の開通までヘリコプター空輸を行う。

(1) 開設の決定

臨時離着陸場開設の決定は、市本部長による。開設の指示に備えて、臨時離着陸場適地について、市は被害状況等をあらかじめ把握しておく。なお、開設中の避難所に近接するグラウンド等の使用は極力避け、公園等を優先するものとする。

【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

(2) ヘリサインの設置

被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、市は避難施設となる小・中学校の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名をあらかじめ表示するよう努める。

第10節 障害物等の除去

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 障害物の情報収集	土木班
2. 住宅関係の障害物の除去	住宅班
3. 道路関係の障害物の除去	土木班、警察署、印旛土木事務所、千葉国道事務所
4. 環境汚染の防止対策	環境班
被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、震災により道路等に発生した倒壊建物等障害物の除去等に関して必要な事項を定める。	

1. 障害物の情報収集

市は、救命・救助・緊急輸送等のために必要とする道路、河川等について各関係機関との連携を図りながら、障害物に関する情報を速やかに収集する。

2. 住宅関係の障害物の除去

(1) 住宅関係の障害物除去

住宅班は、住居またはその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。住宅関係の障害物除去の対象者は次のとおりとする。

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家の被害程度は、半壊または床上浸水した者
- ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

(2) 除去の方法

住宅班が、市所有の資機材を用いて除去作業を行う。市のみでは除去できないときは、必要に応じて建設・土木業者の協力を要請する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は廃棄すべきものと補完すべきものとを明確に区分する。

3. 道路関係の障害物の除去

障害物処理は、鉄道も含め原則として各道路管理者、河川管理者が実施する。

(1) 道路関係障害物処理

- ア 道路管理者は、収集された情報等に基づいて路上障害物を除去する。実施にあたっては、県の緊急輸送ネットワークを構成する1次路線である国道16号、国道464号から優先して実施する。
- イ 緊急車両の通行に支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、災害対策基本法により警察官又は道路管理者が撤去する。
- ウ 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

(2) 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の通常の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(3) 障害物の除去の方法

- ア 市は、必要に応じて建設・土木業者の協力を要請するが、小規模なものについてはで

きるだけ自らの組織、労力、機械器具等を用いて処理を図るよう努める。

イ 除去作業は、できるだけ迅速な処理と事後支障の起こらないよう配慮して行う。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて確保される集積予定地に運搬し、堆積にあたっては崩壊等による二次災害等が発生しないよう十分に注意して行うものとする。

なお、保管が必要な障害物については、可能な限りそれぞれ適切な場所に保管する。

4. 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散や危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対して注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第11節 避難収容活動

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難指示等	対策班、広報班・無線班、県、警察署、関係機関
2. 警戒区域の設定	対策班、消防班、警察署
3. 収容計画	避難所直行職員、避難班、環境班、施設管理者
4. 避難所の運営	避難所担当職員、避難班、施設管理者
5. 避難所の自治運営体制の整備	避難班、施設管理者、自治会・自主防災組織
6. 避難所の共存・閉鎖	避難班
震災から住民等の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、想定される長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。なお避難所の運営は、住民等による自主的な運営を基本とする。	

1. 避難指示等

(1) 避難指示等の権限・要件

職権行使者及び根拠法規	避難指示等を行う要件
市長 【災害対策基本法第60条】	○災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民等の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるとき
市長 【水防法第29条】	○洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき
警察官 【災害対策基本法第61条】 【警察官職務執行法第4条】	○市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を支持することができないと認めるとき、または市長から要請があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合
県知事又は代行者 【水防法第29条】 【地すべり等防止法第25条】	○洪水、雨水出水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 【自衛隊法第94条】	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある危険な事態がある場合で、警察官がその場合でない場合

ア 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退きを求める行為。

イ 緊急安全確保

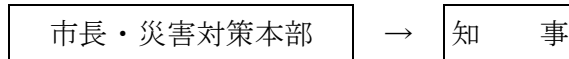
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに発せられ、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動を求める行為。

(2) 実施責任者の報告等の義務

ア 市長（根拠法令：災害対策基本法第60条）

避難の指示を実施した場合、知事に報告する。

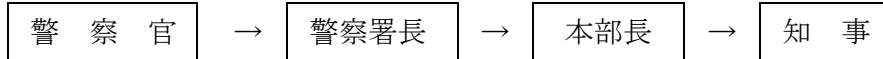
なお、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示するとともに、知事に報告する。



イ 警察官

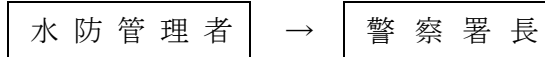
災害対策基本法第61条による避難の指示を実施したことを市長に通知する。

警察官職務執行法第4条による避難の指示を実施した場合、知事に報告する。



ウ 水防管理者

水防法第29条による避難の指示を実施した場合、印西警察署長に通知する。



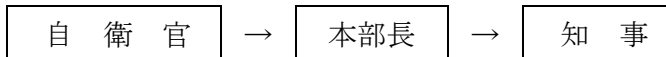
エ 県知事又は代行者(その命を受けた県職員)

水防法第29条、地すべり等防止法第25条による避難の指示を実施した場合、警察署長に通知する。



オ 災害派遣部隊の自衛官

自衛隊法第94条により避難の指示を実施した場合、防衛大臣の指定する者に報告する。



(3) 避難の指示等の内容

ア 避難対象地域及び避難時期

イ 避難先及び避難経路

ウ 避難の指示等の理由

エ その他注意事項

(ア) 火気危険物の始末

(イ) 戸締りの前に、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを必ず切る。

(ウ) 携行品(貴重品、日用必需品等)は最小限度とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。

(エ) 避難時の服装は、素足・無帽を避け防災ずきんまたはヘルメット等で頭部を保護し、最小限の着替え、雨具、防寒用具等を携行する。

(オ) 消防職員、消防団員、警察官、市の職員等の誘導がある場合には、その指示に従う。

(4) 避難の指示等の伝達方法

避難の指示等の伝達に当たっては、防災行政無線、広報車(市、消防機関)、自治会長等を通じた口頭・文書による伝達、報道機関を通じて行う伝達広報の他、緊急速報メール、防災情報メール、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努める。

(5) 避難の誘導

市は、警察署、消防署、消防団、防災関係機関及び自主防災組織等に、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行うよう依頼する。

ア 誘導の順位

誘導者は、傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先させる。

イ 移動の方法

(ア) 徒歩を原則として、車両による避難を避ける(歩行等が困難な者は除く)。

(イ) 単独行動を避け、近隣住民とまとまって避難する。

(ウ) 広範囲な移送及び孤立した地区の移送等を必要とし、市において処置できない場合

には、県に対し協力要請を行う。

ウ その他留意事項

誘導経路は、できるだけ危険箇所を避け安全な経路を選定するとともに、特に危険な場所には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 要配慮者利用施設入所者の避難

施設管理者及び職員は、施設の避難計画に基づき適切な指示、対策を行い、入所者の生命の安全を図る。

オ 交通機関利用者の避難

市域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送事業者の防災業務計画により措置する。

2. 警戒区域の設定

市長（本部長）は、地震が発生し又は二次災害が発生する場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

- (1) 市長（本部長）は、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警察官及び自衛官は、市職員が現場にいない場合、もしくはこれらの者から要請があった場合は、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

3. 収容計画

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

地震の発生直後は指定避難所のうち一次避難所を速やかに開設し、不足する場合は二次避難所を開設する。なお、一次避難所については避難所直行職員をあらかじめ指名しておく。

また、収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置等の対応を検討する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所に指定されている施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

【資料編】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

ア 勤務時間内（市職員主導による避難所の開設）

① 施設の安全確認と二次災害の防止

地震発生直後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。

② 災害情報の収集

本部は、住民等の避難状況や市内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を当該施設、職員の情報等から把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。

③ 市職員の派遣と開設

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合又は震度5強以下の地震で避難所の開設が必要と判断した場合は、避難班の職員（応援職員を含む）を避難所に派遣する。

市職員は、あらかじめ施設管理者と協議したスペースや受け入れ可能人数等に基づいて、また、施設管理者の協力を得て避難所開設を行う。

④ 避難者の受け入れと誘導

市職員は避難者を受け入れ、自治会長、自主防災組織のリーダー等の協力を得て収容スペースへ避難者を誘導して収容する。

⑤ 避難所開設の報告

市職員は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数、水、食料等の物資要請、周辺状況等に関して本部に報告する。また、本部は避難所を開設したことを、直ちに県及び防災関係機関に報告する。

イ 勤務時間外（避難所直行職員による開設）

市内の震度が6弱以上の場合又は震度が5強以下で指示があった場合は、避難所直行職員はあらかじめ指定された避難所に直行し、勤務時間内の措置に準じて、施設の安全確認、避難所の開設、避難者の受け入れ並びに本部への報告等を行う。

ウ 避難者を収容できない場合の対応

① 他避難所への振り分け

市職員は、避難空間へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、本部へ他の避難所への振り分けを依頼する。要請を受けた本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。

② 他避難所への移動

市職員は、施設管理者、自治会等長、自主防災組織のリーダー等の協力を得て振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

③ ホテル、旅館等の活用

避難所が不足する場合は、ホテル・旅館等の借り上げ、屋外テントの設営等を検討する。

エ 他市町村への広域避難を要する場合の対応

災害協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に避難者の受入を要請する。

① 相互応援協定に基づく避難者の一時受入要請

県内市町村及び県外市町村との災害時相互応援協定に基づき、避難者の一時受入を要請する。

② 広域一時滞在の要請

災害対策基本法に基づき、県知事に県外市町村への避難者の広域一時滞在を要請するほか、事態に照らして緊急を要するときは、県知事に報告した上で、直接他の都道府県の市町村に受入を協議することができる。

4. 避難所の運営

市は、避難所の運営について以下のとおり行う。

なお、大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには

最も現実的な運営方法であると考えられるが、この場合であっても、市職員や施設管理者、ボランティアは運営の支援に努める。

(1) 本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

(2) 避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮に努める。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

(3) 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランス等に配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等にも努める。

(4) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施するよう努める。

(5) 在宅避難者等の支援拠点が設置となった場合、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うよう努めるものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(6) 車中泊避難を行うためのスペースを設置し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(7) 「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

(8) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。

(9) 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(10) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- (12)避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (13)必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

5. 避難所の自治運営体制の整備

近年の災害における避難所運営上の課題として、中でも重要なのが自治会等を単位とする地域コミュニティの成熟度が、避難所運営や精神面を含むその後の復興の良否に大きな影響を与えることであり、住民による自治運営の大切さを示したことである。

市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(1) 自治運営の基本方針

ア 避難所の運営は、原則として当該地域の自治会・自主防災組織等を中心とした避難者が中心となって自主的に運営し、市職員や施設管理者及びボランティア等はその支援にあたる。

イ 自主防災組織が未結成の地域についても、地域の状況に応じて自治運営の推進を図る。

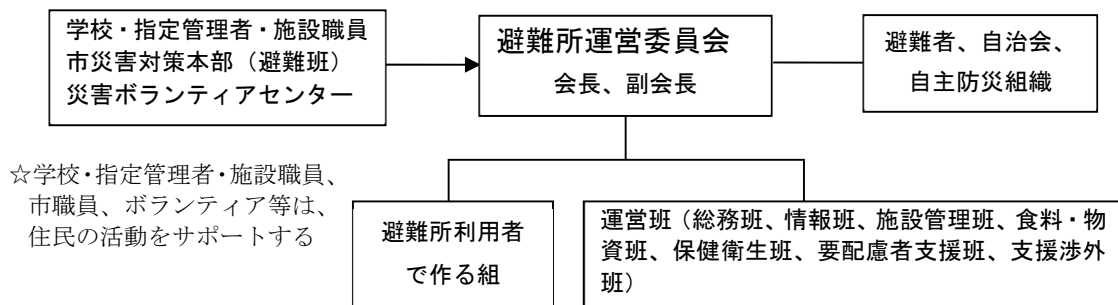
ウ 住民による自治運営が不可能な場合のみ、市職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

(2) 避難所運営委員会の組織づくり

一定期間秩序ある生活をするために、各避難所において自治会・自主防災組織等が中心となり、「避難所運営委員会」を組織し、避難所を管理運営するものとする。そのため、市が作成した避難所開設・運営マニュアルを基に、地域において避難所運営訓練等を行い、避難所ごとの運営マニュアルの作成に努め、市はその支援を行うものとする。

避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、市職員、学校・指定管理者・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援にあたるものとする。

《避難所運営委員会の組織例》



(3) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、避難所ごとに会長、副会長を中心に避難所利用者で作る組及び運

営班を組織し、毎日時間を定めて1回以上避難所担当の市職員、ボランティア等の関係者を加えたミーティングを行い諸問題に対応する。男性女性双方の視点の違いを活かすために、役員をはじめとするミーティングの参加者に男性女性両方が参画するものとする。

避難所利用者で作る組及び各運営班の役割は以下のとおりとするが、避難所毎に臨機に対応していくものとする。また、各運営班の構成については、男性女性両方が参画するものとする。

避難所利用者で作る組	避難所利用者の取りまとめを行うため、自治会等の協力を得て6～10世帯程度を一つの組として組分けし、組ごとに組長（代表者）を決める。 ①組内の意見を取りまとめて委員会に報告する。 ②避難所運営委員会や各運営班での決定事項を組内全員に伝える。 ③委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除など、避難所の運営を、各組ごとに当番制で行う。 ④組ごとに配給される食料や物資を組内全員に配布する。 ⑤組内に支援が必要な人（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。 ⑥掃除や環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。
総務班	①総合受付（入退所など各種手続き、苦情相談対応）、避難所記録簿の作成、名簿管理、利用者の把握、安否確認等を行う。 ②避難所運営委員会の庶務、事務局を担当する。
情報班	①デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。 ②避難者等から避難所生活に必要な生活関連情報や要望等を収集し、避難所運営委員会に報告する。 ③避難所内の掲示板（各種情報を掲示するもの）を管理し、各種情報を避難者に伝達する。
施設管理班	①避難所のレイアウトを作成し、使用する部屋や立入禁止場所の指定・表示、災害用トイレの設置などを行う。 ②施設や設備の点検、故障対応を行う。 ③夜間の見回りや当直当番体制の編成、照明の確保などの防犯対策、防火対策を行う。 ④飲酒や喫煙などのルールを定め、徹底させる。
食料・物資班	①備蓄食糧や救援物資、生活必需品等を本部から受け入れ、配布する。 ②総務班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。 ③高齢者、障がい者等の要配慮者への対応を優先し、不満や混乱が生じないよう分配する。 ④非常用井戸等により被災者へ給水を行う。
保健・衛生班	①トイレの衛生管理のルールを徹底させ、組ごとに毎日交代で清掃を行う。 ②避難所からのごみの出し方（分別）のルールを徹底させる。 ③健康管理のため一定時間での水分摂取、感染症予防やエコノミークラス症候群への注意などを呼びかける。 ④けが人の応急手当や体調不良者への対応を行う。 ⑤総務班・施設管理班と連携し、避難所での家庭動物の飼育のルールや衛生管理を決定し、飼い主が責任をもって飼育するよう徹底する。
要配慮者支援班	①総務班と連携して要配慮者を把握し、保健・衛生班の協力を得て巡回を行うなど要配慮者のニーズを聞き取り、支援を行う。 ②本人や家族の意向を確認し、福祉避難所等に移動できるよう連絡・調整を行う。
支援渉外班	①各運営班の意見を聞き、ボランティアの受け入れについて検討し、ボランティアを必要な部署に配置する。 ②活動内容に応じて、避難所利用者から運営協力者を募る。

6. 避難所の共存・閉鎖

(1) 避難生活と応急教育活動の共存

避難が長期間に渡る場合、避難スペースと応急教育活動スペースの共存が必要となる。応急教育の実施に際して、以下のような対応を図る。

ア 応急教育実施への対応

施設内において、教育活動の実施に必要なスペースを確保する。スペース確保のため

に避難者の移動を伴う場合は、同施設内での移動を原則として避難者の状況を十分に考慮して行う。

イ 応急教育実施場所の変更

施設内での避難者の移動ではスペースの確保が困難な場合には、近隣施設の避難状況を考慮し、応急教育を複数校合同で実施する。

(2) 避難所の閉鎖

避難指示等の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していくものとする。

第12節 給水活動

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 水源の確保等	上下水道班、県企業局、住民、印旛保健所
2. 給水活動	上下水道班、総務班・応援班、避難所担当職員、県企業局、印旛郡市広域市町村圏事務組合
水の供給が途絶えたり、汚染等により飲用に適する水を得られない場合の活動について必要な事項を定める。	

1. 水源の確保等

(1) 水源の確保

上下水道班は、白井配水場、非常用井戸又は防災協力民間井戸等を水源とし、飲料水及び生活水の確保に努める。

県企業局は「企業局水道事業震災対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

(2) 水質検査

確保した水源の水が飲料水に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。また、防災協力民間井戸については、水質検査のできる事業者を検査を依頼する。

(3) 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(4) 飲料水の安全確保

印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

2. 給水活動

上下水道班は、印旛郡市広域市町村圏事務組合企業部及び県企業局等と連携し、次のように給水活動を行う。

給水活動の準備

活動計画の作成	○給水所（避難所等）	○給水ルート	○給水方法
	○給水量	○広報の内容・方法等	○人員配置
	○資機材の準備	○水質検査	
給水資機材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）		
応援要請	自衛隊、他水道事業者		

目標給水量

時期	1日当たり目標量	主な用途
地震発生～3日目	3リットル／人	飲料（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル／人	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル／人	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
22日目～28日目	250リットル／人	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

（公財）水道技術研究センターによる

(1) 拠点給水

非常用井戸、防災協力民間井戸等では、当該施設で水質検査により適合と認められた

場合、被災者に直接給水する。

なお、避難所に整備された防災用井戸や貯水槽の利用は避難所担当職員や自治会・自主防災組織等が対応し、避難所等へのペットボトル飲料水の供給は総務班・応援班が行う。

(2) 搬送給水

配水場等で、給水車等（トラックに積載する給水タンク、ポリエチレン容器等を含む）に給水して、給水所へ搬送し、被災者等に配布する。

搬送容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

(3) 給水順位

救護所及び重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

(4) 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓を消火栓に設置して給水する。

(5) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

(6) 県企業局の協力

県企業局は上下水道班と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

ア 給水車等への注水

イ 重要施設（医療機関、福祉施設及び救護所）への給水協力

ウ 仮配管、仮設給水栓の設置

エ 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導

(7) 応援要請

「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業体等に応援を要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

第13節 食料・生活必需品対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 食料品等の調達・供給	総務班・応援班、避難班
2. 生活必需品の調達・供給	総務班・応援班
3. 広域実施体制	受援統括班、総務班・応援班
震災発生後には物資の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることため、住民の生活に必要な食料・生活必需品の供給について必要な事項を定める。また、不足が予想される場合は協定業者、県に調達を要請する。	

1. 食料品等の調達・供給

(1) 市の実施体制

ア 食料等供給対象者

市は、原則として災害救助法の適用が見込まれる場合、次の者に食料品の供与を行う。

なお、市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村や県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(ア) 避難所に収容され、食料の持ち合わせがない場合

(イ) 住家が被害を受け、炊事ができない場合

(ウ) 流通の途絶等により食料を得ることができない場合

(エ) 一時的に縁故先等に避難する場合

(オ) 防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする場合（災害救助法による救助に従事する者は救助事務費の対象となる）

イ 調達する主な食料品

- 米穀、レトルト粥、パン、乾パン、即席麺類、シリアル
- 乳幼児用粉ミルク、ベビーフード
- レトルト食品、缶詰（豆、魚、肉類等）
- 漬物、佃煮、調味料
- 仕出し弁当、おにぎり
- 野菜・果物ジュース、栄養ドリンク、牛乳などの飲料
- あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- 特殊栄養食品（特殊ミルク、アレルギー除去食品、たんぱく質調整食品、とろみ剤等）
- その他炊き出し用食材（生鮮野菜等）

ウ 調達体制

備蓄物資のほか協定業者及び市内の取扱業者に協力を依頼し、次のとおり調達する。

(ア) 協定業者及び市内取扱業者から食料品を購入する。

(イ) 市の調達食料に不足が予想されるときや調達不可能な時は、本部長が県知事に支援を要請する。

(ウ) 要配慮者用の特殊栄養食品については、必要に応じて県と連携し、日本栄養士会（JDA-DAT）に支援を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

エ 政府所有米穀の調達

政府所有米穀を調達する場合は、市長から知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、

農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引渡しを受けることができる。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

オ 供給体制

被災住民に食料を供給するときは、避難所等の供給先には責任者を定めて受入の確認を行うと共に、要配慮者を優先するなど一定の運用ルールを設け受給の適正化を図り公平に配分する。特に、要配慮者用の特殊栄養食品等の食料は、必要な物資を速やかに届けることができるよう、一般食料と保管場所を分け、特殊栄養食品ステーションを設置し保管する。食料の仕分けや在庫管理、供給などについては、必要に応じて日本栄養士会（JDA-DAT）に依頼する。

カ 炊き出し

炊き出しを実施する場合は、次により行う。

(ア) 炊き出しは原則として避難所・避難場所又は、給食センターで行う。

(イ) 炊き出し要員は、給食センターについては災害協定により市が運営会社に要請して避難所・避難場所については避難所運営委員会が自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、ボランティアの協力を得て行う。その他自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する場合は、市が炊き出しを行う避難所・避難場所を選定する。

(ウ) 炊き出しのための食材、資機材等は「(1)ウ 調達体制」に準じて市が調達する。

2. 生活必需品の調達・供給

(1) 市の実施体制

ア 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失し、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 調達体制

1. (1)「ウ 調達体制」に準ずる。

ウ 供給・配分

1. (1)「オ 供給体制」に準ずる。

3. 広域実施体制

(1) 県等への要請

市は、県又は県外の相互応援協定市町村等に対して不足する食料、生活必需品の供給を要請する。なお、壊滅的な被害のため、市からの支援要請を待たずに飲食料、生活必需品を県が発送した場合（プッシュ型支援）は、物資集積所（候補施設：文化センター）にて円滑に受け入れる。

(2) 救援物資の募集

市は、県等への要請だけでは飲食料、生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の

提供を募集する。

ア 必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

イ 仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

ウ 応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。

エ 物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

(3) 物資の輸送・保管

調達する食料、物資等は、原則として調達先の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。ただし、調達先が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、市が輸送手段や一時保管施設（物資集積所）を確保する。

ア 輸送手段の確保

市は、災害協定団体や運送事業者である指定(地方)公共機関等へ救援物資の輸送を要請する。

イ 物資集積所の開設

市は、本部長（総括グループ）の指示に基づき物資集積所を開設し、物資の受入れ、仕分け、一時保管、在庫管理、払い出し等を行う。なお、物資集積所が不足する場合や市が設置・運営できない場合は、協定団体等に協力を要請する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

第14節 保健衛生活動

＜計画の体系・担当＞

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 保健衛生対策	医療班、印旛保健所
2. 栄養・食生活支援	医療班、印旛保健所
3. 防疫対策	医療班、環境班、印旛保健所
4. 家庭動物対策	環境班
被災者の健康保持を図るため、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、食中毒防止のための衛生管理指導、食事に関する栄養指導及び保健衛生活動を実施する。	

1. 保健衛生対策

(1) 避難所等巡回による被災者の健康管理

医療班は、福祉班や印旛保健所（印旛健康福祉センター）が編成する保健活動チーム等と連携して、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により要配慮者を含む被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、必要な支援を行う。

(2) 二次健康被害の予防

医療班は、避難班や福祉班、印旛保健所（印旛健康福祉センター）と連携して、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と合わせ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

(3) 県等への報告及び応援要請

医療班は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）に保健衛生活動の報告を行い、必要に応じて保健師等の派遣を要請する。

2. 栄養・食生活支援

市は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、日本栄養士会（JDA-DAT）等と連携し、被災者の健康状態の維持に必要な栄養・食料等を把握するとともに、被災に伴う健康・栄養障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 巡回栄養相談・栄養指導

市は印旛保健所（印旛健康福祉センター）、日本栄養士会（JDA-DAT）等と連携し、避難所及び避難所以外の被災地区において巡回栄養相談等を行う。巡回栄養指導にあたっては、次に掲げる要配慮者の栄養・食生活支援を優先して実施する。

ア 妊娠・授乳婦

イ 乳幼児（粉ミルク、離乳食等が必要な人）

ウ 高齢者等嚥下困難者（かゆ食や形態調整食等が必要な人）

エ 慢性疾患患者等で食事制限が必要な人（糖尿病、腎臓病、食物アレルギー患者等）

オ 病院等の被災給食施設で食事療養を必要としている人

カ 宗教上の理由等で食べられない食材がある人

キ その他被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や調理方法に問題を抱える人など

(2) 食事状況等の把握・栄養管理

市は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、日本栄養士会（JDA-DAT）と連携し、避難所で提供する食事や被災地区での食事状況について把握し、栄養価の評価を行う。被災者の健康状態の悪化を防ぐため、必要に応じて総務班・応援班と連携を図り、不足食料等の調達について調整する。

(3) 炊き出しの栄養管理指導

市は、被災者が必要なエネルギー及び栄養量を確保できるよう、炊き出しの内容等の調整を行う。また、必要に応じて栄養・衛生面及び要配慮者への対応について助言を行う。

3. 防疫対策

市は、災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

市及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

(2) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

(ア) 予防及びまん延防止

印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

(イ) 市町村に対する指示及び命令

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

(ウ) 広報の徹底

(エ) 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健康福祉センター）、県等の車輛を動員するものとする。

(オ) 感染症法第31条による給水制限

(カ) 被害状況の国への報告

(キ) 消毒の実施

感染症の発生及びまん延を防止するために必要があると認めたときは、感染症法第27条の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

(ク) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。

(ケ) 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

(コ) 防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、保健所（健康福祉センター）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

イ 市の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(オ) 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

(カ) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時保健所（健康福祉センター）に報告する。

4. 家庭動物対策

印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出したりした場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。

市は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等関係機関が実施する家庭動物対策について、救護所等の設置のための公共用地の提供等、必要に応じ協力を行う。

第15節 行方不明者の搜索・遺体の処理等

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 行方不明者の搜索	避難班、消防班、対策班、関係機関
2. 遺体の処理	避難班、警察署、医師会、歯科医師会、関係機関
3. 遺体の安置	避難班
4. 遺体の埋火葬	避難班
5. 遺骨の保管	避難班、関係機関
震災時において、行方不明者の搜索、遺体の検視、検案及び身元確認、遺体の処置等について必要な事項を定める。なお、災害救助法では、災害発生から3日以内の行方不明者は「被災者の救出」として扱われ、4日以上経過すると「死体の搜索」として扱われる	

1. 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の搜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。

避難班は、相談窓口で受け付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、印西警察署に提出し、連携をとる。

(2) 搜索活動

総括グループは、印西地区消防組合、印西警察署、自衛隊等と協力して搜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき搜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

2. 遺体の処理

(1) 遺体の処理

警察による検視（見分）を受けた遺体は、医師の検案を受けた後、身元が明らかになった場合は着衣等とともに遺族に引き渡す。身元が明らかではなく遺族等への引き渡しができない場合は、警察とともにその身元確認に努める。

避難班は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、市内病院及び日赤千葉県支部に対し、検案医師等の出動を要請する。

災害救助法が適用された場合は、遺体の処理は県が行い、市はこれを補助する。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存

ウ 検案（遺体の死因その他の医学的検査をすること）

(2) 検案所の設置

避難班は、被災地に近い公共施設に遺体検案所を設置する。

(3) 遺体検案所（案）

○白井コミュニティセンター	○公民センター	○富士センター
○西白井コミュニティプラザ	○西白井複合センター	○白井駅前センター
○桜台センター		

(4) 遺体の身元確認

避難班は、印西警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

印西警察署長は、市長と緊密に連絡し、市の行う身元不明者の措置について協力する。この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

3. 遺体の安置

(1) 遺体安置所の設置

避難班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処理した遺体を遺体安置所に搬送する。身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

(2) 納棺用品等の調達

避難班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

4. 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

避難班は、災害相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

遺体は印西斎場等にて火葬する。避難班は、遺体が多数のため、印西斎場等で処理できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市、県、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

5. 遺骨の保管

避難班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、市が委託する葬祭業者において一定期間遺骨を保管する。

第16節 廃棄物処理対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被害状況の調査・把握	環境班
2. 災害廃棄物の処理	環境班、印西地区環境整備事業組合
3. し尿処理	避難所担当職員、環境班、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
震災時に大量に発生する災害廃棄物及びごみ、し尿を適正に処理し、生活環境の保全、住民生活の再開を図るため、必要な事項を定める。	

1. 被害状況の調査・把握

市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県又は地域振興事務所へ報告する。

2. 災害廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

白井市災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実行計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物処理

ア 保管場所の確保及び分別等

被害状況により、膨大な量のがれき等が発生あるいは予測される場合は、仮置場に保管し、分別、中間リサイクル処理を行なった後、原則として市の通常の最終処分場で適正に処分する。片付けごみの処分についても、状況に応じて特例的な対応が可能な体制をとる。

なお、仮置場は、一定以上の広さを有する公園等から選定する。

イ 収集・運搬体制

(ア) 被災住家の解体、撤去は、所有者が被災者生活再建支援金等を活用して行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体についても同事業が適用される場合は、住家の解体についても市が実施する。

(イ) 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用し、民間事業者の協力を求める。

(ウ) 被災地区から仮置場の間の通行障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。

(エ) 産業廃棄物に相当するものは、平常時と同様に事業者の責任において環境汚染の防止対策を講じた上、適正に処理を行う。

(3) 災害時の生活系ごみ処理

ア 被害状況の把握

本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、ごみ排出量を予測する。

(ア) ごみ収集車の収集運搬経路

- (イ) 避難状況（避難所の数、在宅を含む避難者の人数等）
- (ウ) ごみ処理施設の損傷状況
- イ 被災ごみ処理施設の応急復旧
プラントメーカー等関連企業との連絡をとり、備蓄修理用部品等を用い応急復旧を図る。
- ウ 応急収集運搬計画に基づくごみ処理
ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した特例的な応急収集運搬計画を速やかに策定し、ごみ処理を行う。
- エ 収集・運搬・処理の応援要請
収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、県内市町村で締結した「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」等を活用して関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。
- オ 臨時収集場所の設定
道路の寸断や障害物等により、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所を別途設定する。
- カ 地域住民の協力
臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、自治会等・自主防災組織に協力を求め実施する。
- (4) その他の措置
 - ア 災害廃棄物に関する啓発・広報
住民やNP0・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を周知する。
 - イ 廃棄物の処理の代行要請
環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。

3. し尿処理

- (1) 被害状況の把握
本部の収集した被災状況等を参考に以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、白井市災害廃棄物処理計画で定めた推計方法により、し尿の排出量を推計して処理を行う。

- バキューム車の収集運搬経路
 - 避難所、在宅避難の状況
 - 上下水道の被害及び復旧予定、し尿処理施設の損傷状況
- (2) 被災処理施設の応急復旧
施設の被災状況によりプラントメーカーと連絡をとり、備蓄修理用部品等を用いて迅速に応急復旧を図る。
- (3) 仮設トイレの設置
上下水道の被害状況（印旛広域水道用水、印旛、手賀沼の流域下水道全体の被害を含む。）を踏まえ、断水地域の指定避難所や在宅避難地区の公園等に仮設トイレを設置する。なお、避難所については避難所担当職員等が設置する。
市の備蓄数では不足する場合は、仮設トイレの調達を県に要請する。
- (4) 収集・運搬・処理の応援要請
市単独での対応が難しい場合、県内市町村で締結した「災害時等における廃棄物処理施

設に係る相互援助細目協定」や県と千葉県環境保全センターが締結した「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」等を活用し、関係業界、県及び他市町村に対しバキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用について応援を要請する。

その他、状況に応じて在宅避難者等に携帯トイレの使用を促し、使用済みトイレの回収、処理体制を確保する。

第17節 ライフライン対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 上水道	上下水道班、県企業局
2. 下水道	上下水道班
3. 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4. ガス施設	東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)、京葉ガス(株)
5. 通信施設	東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
6. 郵便事業	日本郵便(株)
7. 道路及び橋梁等	事務局、土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所、千葉国道事務所、関係機関
8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設	土木班、印旛土木事務所、葛南土木事務所
災害活動上及び住民生活の再開に向けて重要なライフラインが地震により被災した場合における、各部・機関が行う応急復旧対策等について定める。 県及び市は、情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。	

1. 上水道

(1) 市営水道の対策

ア 応急体制の確立

上下水道班は、応急活動体制を確立し、生活用水の確保と応急復旧に対応する。

また、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部及び県企業局等と連絡調整を行い、広域的な被害状況の把握や広域的な連携協力を確保する。なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」や日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、県内外の水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

イ 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

(ア) 復旧の優先順位

- ・配水場の復旧を優先する。
- ・重要給水施設管路及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

(イ) 被害発生 の把握及び緊急措置

(2) 県営水道の対策

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大4週間以内をめどに平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

2. 下水道

(1) 応急活動体制の確立

上下水道班は、被害が発生した場合、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

なお、市で対応できない場合は「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき応急措置の支援を要請する。

(2) 応急活動

被害が発生した場合は、印旛、手賀沼の流域下水道を含む本市の下水道に影響する全体的な被害情報の収集、市内の被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行うほか、状況に応じて水洗トイレの使用禁止について広報する。

(3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して復旧作業にあたる。

ア 復旧の優先順位

ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等の復旧を優先する。

イ 被害発生 の把握及び緊急措置

3. 電力施設

市は、東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社との「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、早期復旧に努める。

(1) 活動体制

被害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置するとともに、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

(2) 連絡調整員の派遣

東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは市と協議の上、連絡調整員を市の指定する場所に派遣する。

ア 連絡調整員の派遣を行う場合は、東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社は速やかに連絡調整員を手配し、市は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

イ 連絡調整員の派遣を行わない場合は、市及び東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有及び要請を行う。

ウ 連絡調整員の派遣の解除については、市及び東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社で協議の上決定する。

(3) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(4) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

送電設備	全回線送電不能の主要線路 他
変電設備	主要幹線の復旧に関する送電用変電所 他
配電設備	病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 他
通信設備	給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線 他

(5) その他の措置

ア 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対して下記の注意事項等をPRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損や電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合には、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項。

イ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

ウ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

4. ガス施設

ガス供給会社の防災業務計画に基づき、二次災害の防止、ガスの早期復旧、需要家への適切な広報等を実施する。

●東京ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式会社

(1) 防災体制（非常体制）

体制区分	適用条件
第一次非常体制	1. 震度5弱・5強の地震が発生した場合、その他必要な場合 2. 供給支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予想される場合

第二次 非常体制	1. 震度6以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報）が発表された場合 4. 供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 6. 社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予想される場合
-------------	---

(2) 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全を確保した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活保護を最優先に行う。

●京葉ガス株式会社

(1) 動員、配備体制

ア 日常は、ガスの製造に関しては、24時間勤務体制、供給に関しては24時間監視、出動体制を取っており、非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員をかける。

イ 非常災害発生時には、その種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、ガス供給に万全を期し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

(2) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所及び供給所等が被害情報収集の拠点となる。これらの拠点は、有線、衛星携帯電話、災害時優先電話、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害情報や復旧状況についても把握に努める。

(3) 非常災害体制の確立

地震等の非常災害が発生した場合、災害の種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常体制組織を組織するとともに、本社に災害対策本部を設置し、応急措置をとる。

(4) 応急対策

ア 初動措置

(ア) 地震計、官公庁、報道機関等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の監視又は停止を行う。

(エ) 被害の大きい地域については、二次災害防止のため、ブロック単位での供給停止の実施を行う。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 本社に設置された非常災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ、施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
供給停止地域については、安全を確認次第、速やかなガス供給再開に努める。

(ウ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確

保する。

- (ア) 社内備蓄資機材の使用
- (イ) 取引先、メーカー等からの調達
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

(5) 消費者に対する広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等について、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。

また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

5. 通信施設

通信関連会社の防災業務計画の抜粋を以下に示す。

●東日本電信電話株式会社

(1) 活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害その状況により千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。また、県、市及び防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- (ウ) 非常用電話局装置等の発動準備
- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) 局舎建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有資材、物資の点検
- (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 災害優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 回線の応急復旧
- (キ) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

ウ 災害時の広報

通信が途絶、又は利用制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の

事項を利用者に通知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 災害用伝言板ダイヤル及び災害用伝言板「web171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

●株式会社 NTT ドコモ

(1) 活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。また、県、防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備

(イ) 移動電源車等の発動準備

(ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検

(エ) 工事用車両、工具等の点検

(オ) 保有資材、物資の点検

(カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合にも、最小限度の通信を確保するため次の応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保

(ウ) 可搬型無線基地局装置の設置

(エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

(オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

通信が途絶、又は利用制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

(3) 応急復旧対策

被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

●KDDI株式会社

KDDI株式会社では、災害時には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

また、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

●ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

●楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

6. 郵便事業

白井郵便局は、市と「災害発生時における白井市と白井郵便局の協力に関する協定」を締結しており、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

7. 道路及び橋梁等

(1) 被災状況の把握及び施設点検

災害が発生した場合は、緊急輸送道路を最優先に所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路及び占用物の被災状況を把握する。

(2) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況等の情報を関係機関へ逐次連絡す

る。

(3) 緊急措置及び緊急通行機能の確保

緊急輸送路の確保については、本章第10節の交通対策・緊急輸送を参照のこと。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るとともに、被害箇所・区間において関係機関と連携を図り必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。また、迂回道路の選定、誘導措置等を含む交通情報の広報に努める。

イ 道路規制

(ア) 路上障害物の除去や応急復旧作業に伴う道路規制を行う。

(イ) 道路規制は、可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況よりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導を行う。

ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急措置及び道路規制に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援を行う。

(4) 応急復旧

道路管理者は、警察、消防機関、協力土木業者等と協力して必要な人員、資機材を確保し、規制措置後迅速に、施設の重要度や被災状況等の優先度に応じた的確な障害物の除去や応急復旧工事を順次実施する。

(5) 道路占用施設が被災した場合の措置

上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合、道路管理者は、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路占用施設管理者に連絡するとともに必要に応じ協力支援要請を行い、応急復旧を実施する。

8. 河川及び急傾斜地崩壊防止施設

(1) 河川管理施設

堤防等河川構造物の損傷は、破堤等の重大な二次災害につながるおそれがあるため、点検や調査で異常が確認された場合、応急措置を実施し、河川管理者等へ通報する。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設

ア 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、下方人家集落への通報及び避難指示等の手段により安全の確保に努める。

イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整

その他、急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整は、県と協議して行う。

(3) 応急工事

応急工事は被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第18節 建物・宅地対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 被災住宅の応急処置	住宅班
2. 応急仮設住宅	住宅班
3. 被災建築物応急危険度判定	住宅班
4. 被災宅地危険度判定	住宅班
5. 被害家屋認定調査	罹災班、消防組合
震災により建築物への被害が生じた場合の、建築物の安全確保及び応急仮設住宅の建設を始めとする応急対策について定める。	

1. 被災住宅の応急処理

震災発生後、建築物の所有者等は、安全確保の観点から速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、所有者は、必要に応じて市の協力を得て危険度判定を受け、必要な応急処置やその旨の表示を施すことで二次災害の発生を防ぐ。

(1) 被災した住宅の応急修理

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

【資料編】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(2) 対象者の選考

住宅の応急修理の対象者は下記に該当するもの

ア 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急処理することができない者

イ 災害のため大規模な改修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者（大規模半壊）

2. 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の供与

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

応急仮設住宅の供与は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市長（救助実施市の長を除く）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（救助実施市の長を除く）が行うこととすることができる。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供与の方法

ア 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

イ 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

(3) 建設候補地

建設候補地は市内の公園等、一定以上の広さを有する5カ所を候補地としている。

【資料編】仮設住宅建設予定地

(4) 対象者の選考

入居希望者が応急住宅戸数を超過する場合、地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者等を考慮した基準を設定して入居者を選定する。入居者の選考は、必要に応じて選考委員会を自主防災組織、民生委員、市職員等により構成して実施する。

ア 対象者

自らの資力をもってしては住宅を確保することはできず、下記のいずれかの要件を満たす者。

- (ア) 住宅が全壊、全焼または流出し、居住する住宅がない者
- (イ) 半壊（中規模、大規模半壊を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行うもの
- (ウ) 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者
- (エ) 災害救助法に基づく、住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難なものに限る）
- (オ) その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

イ 応急住宅の運営

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

ウ 公営住宅の円滑な提供

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅のあっせんに努める。

3. 被災建築物応急危険度判定

被災した建築物について倒壊等の二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う。また、被災規模に応じて応急危険度判定士の専門ボランティアの受入れについても、積極的かつ早期に行う。

(1) 実施体制の準備

市は、応急危険度判定が安全かつ迅速に行えるよう判定実施計画を策定し、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。

市内の震度が6弱以上の場合、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員は、平時の所属に関わらず、災害発生から3日間はインフラ部住宅班長（建築宅地課長）の指揮下に入り、本部、避難所、救護所等の重要建築物の危険度判定を行う。

(2) 応急危険度判定士の派遣要請及び受入

判定士の派遣を県に要請するとともに、判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。個人ボランティアの受入についても体制を整える。

(3) 応急危険度判定実施の広報

判定の実施にあたり、住民に対して判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線やチラシ等により周知を図る。

(4) 判定結果の表示

危険度の判定は次の3区分で行い、その結果を被災建物に表示し、使用者等に注意を促す。

危 険	・この建築物に立ち入ることは危険です。 ・立入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。
要 注 意	・この建築物に立ち入る場合は十分注意してください。 ・応急的に補強する場合には専門家にご相談ください。
調 査 済	・この建築物の被災程度は小さいと考えられます。 ・建築物は使用可能です。

4. 被災宅地危険度判定

地震による地盤の緩みや液状化等の二次災害を防止するため、被災宅地の応急危険度判定を行う。また、被災規模に応じて応急危険度判定が可能な専門ボランティアの受入れについても、積極的かつ早期に行う。

(1) 実施体制の準備

市は、被災宅地危険度判定が安全かつ迅速に行えるよう判定実施計画を策定し、県と協力し判定に必要な資機材等の準備を行う。

(2) 被災宅地危険度判定士の派遣要請及び受入

判定士の派遣を県に要請するとともに、判定士の受入に際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。個人ボランティアの受入についても体制を整える。

(3) 応急危険度判定実施の広報

判定の実施にあたり、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線やチラシ等により周知を図る。

(4) 判定結果の表示

危険度の判定は次の3区分で行い、その結果を被災宅地に表示し、使用者等に注意を促す。

危 険 宅 地	この宅地に入ることは危険です。
要注意宅地	この宅地に入る場合は、十分注意してください。
調査済宅地	この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

5. 被害家屋認定調査

(1) 平時の準備

市は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、被害家屋認定調査の実施体制の整備に努める。

ア 住家等被害調査の担当者の育成

イ 住家被害の調査や罹災証明書の担当と応急危険度判定担当者との非常時の情報共有体制の確立

ウ 他の市町村等や民間団体との協定の締結

エ 県が開催する市町村の被害認定担当者のための研修会の受講促進

(2) 調査の実施

市は、災害救助法による滅失世帯の確認や罹災証明書の発行のため、被災地区の全ての住家を対象に被害認定調査を行う。調査に当たっては県土地家屋調査士会等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定作業を行う。また、火災により焼失した家屋等は、消防署が消防法に基づく火災調査を行う。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な手法を検討する。

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

第19節 文教等の応急対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 学校・保育施設等	避難班、福祉班、施設管理者
2. 社会教育及び社会体育施設	避難班、施設管理者
3. 給食施設	避難班、施設管理者、印旛保健所
4. 文化財等	避難班、施設管理者
震災時の文教施設、保育施設等における応急対策について、必要な事項を定める。なお、人的被害が発生した場合の措置については本章第5節を、施設の安全確認についての措置については本章第18節を参照のこと。	

1. 学校・保育施設等

(1) 事前準備

校長等は、学校の立地条件などを考慮したうえ、学校安全計画、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

学校等は、保護者との間で災害時における児童生徒等の保護者への連絡方法、引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 地震発生時

東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し等、状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成している。このことから、各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 学校職員及び保育士等は、速やかに園児・児童・生徒の安全確認を行うとともに、必要な指示や避難誘導を行う。負傷者発生の場合は応急手当をする。

イ 教育委員会、警察署、消防署、その他関係機関へ、被災状況を速報報告する。

ウ 教育委員会の指示、または学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。

エ 被害の状況に応じ、市教育委員会等の関係機関と協議のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

オ 安全が確保できる範囲において、必要に応じ重要物品の搬出等に努める。

カ その他「学校安全計画」に基づき、必要な処置をとる。

(3) 応急教育等

ア 学校施設を避難所として開設した場合を含め、できるだけ学校施設において応急教育が可能な体制を整え、応急の教育を行うものとする。なお、児童・生徒の登下校の安全確保等についても十分に留意する。

イ 学校施設における応急教育が不可能な場合や児童・生徒の避難状況によっては、学校職員が避難先を訪問する等して、地域ごとの実情に応じた応急教育措置をとる。その際は、できるだけ児童・生徒の自主的な学習を主眼とした指導を図る。

ウ 園児に関しては、原則として保護者の被災等による緊急性の高い保育を優先する。

- エ 災害により教科書、教材、学用品等を失った児童、生徒については、これらの供与に努める。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。
- オ 学校長は、できるだけ平常の教育に復するように努め、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な資材、学習用品、その他応急物品等の確保を図るとともに、職員等に不足を生じたときは、学級編成の組替えの他、市教育委員会を通じて応援要請を図るなどして応急教育環境の確保に努める。
- カ PTAは、組織を通じ、応急教育を始め災害復旧に対し協力する。
- (4) 施設の安全確認と応急対策措置
 - ア 文教施設及び保育施設等の建築物に関する応急対策については「第20節 建物・宅地対策」を参照のこと。
 - イ 被害状況等を関係機関等へ報告するとともに、安全確認済みの施設において応急教育や応急保育についての必要な措置を講じるものとする。
 - ウ 被害の状況により、他校に被災校の児童・生徒を臨時収容するかあるいは応急プレハブ教室の設置などの処置をとる。
 - エ 避難所の長期化にともない、長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設において早急に授業再開を図る。
- (5) 学校納付金等の減免
 - 市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

2. 社会教育及び社会体育施設

- (1) 開館時
 - ア 状況に応じて利用者を適地へ避難誘導し、安全確保に努める。
 - イ 被害の状況を調査し速やかに災害対策本部へ報告する。
- (2) 閉館時
 - 震災の状況に応じ、定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。
 - ※開館・閉館時ともに住民等の避難所等としての利用に協力する。

3. 給食施設

- (1) 地震発生時
 - ア 災害発生とともに規模に応じて、火気の始末をし電源等を切る。
 - イ 給食施設の被害状況を調査するとともに、施設の応急復旧等必要な措置を図る。
 - ウ 災害の種類や規模の状況を判断して緊急給食に備える。
- (2) 緊急給食
 - ア 施設が被災したときは、使用できる施設等について調査を行い、可能な限り応急体制を整え給食需要に対応する。
 - イ 給食用物資（小麦粉・米穀・牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、県や学校給食団体等と連絡をとり、必要な措置をとる。
 - ウ 避難者用米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。
- (3) 集団給食施設への指導

印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないよう指導する。

4. 文化財等

(1) 被害の拡大防止

ア 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

(2) 報告

市は、文化財の被害状況を把握して速やかに県に報告する。

文化財所有者等は、安全を確保した上で文化財の被害状況を確認し、市を經由し県に報告する。

第20節 ボランティアの活動対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害ボランティアセンターの設置	福祉班、市社会福祉協議会、本部事務局
2. ボランティアの活動分野	福祉班、市社会福祉協議会
3. ボランティアとして協力を求める個人、団体	福祉班、市社会福祉協議会
4. 災害時における参加の呼びかけ	福祉班、市社会福祉協議会
5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣	福祉班、市社会福祉協議会、県
6. ボランティア受入体制	福祉班、市社会福祉協議会
7. 災害対策本部との調整	福祉班、市社会福祉協議会、本部事務局
震災時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関・団体との連携を含め必要な事項を定める。	

1. 災害ボランティアセンターの設置

福祉班は、「災害時におけるボランティア活動に関する協定書」に基づき白井市社会福祉協議会と相互に連携・協力し、ボランティア活動の調整機関として、白井市災害ボランティアセンターを保健福祉センターに設置する。

なお、保健福祉センターが災害等の状況で使用できない場合は、市災害対策本部と調整して代替え施設を確保する。

2. ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 保健衛生活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3. ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4. 災害時における参加の呼びかけ

福祉班は、白井市社会福祉協議会と連携してインターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市民活動支援センター、ボランティア団体、NPO法人等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

特に、ホームページやブログなどのネットでの情報公開、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実効的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

また、専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課

外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉 県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

(1) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

ア 県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市災害ボランティアセンターは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

イ 市災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

また、活動希望者が全国規模で予想される場合には、県が近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(2) ボランティアニーズの把握

福祉班は、被災現地における体制を整備し、災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(3) 感染症対策について

災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6. ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、自己負担を原則とする。

ボランティアが活動に必要とする資機材については、市と社会福祉協議会において、あらかじめ用意し不足分については速やかに調達するよう努める。

(3) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7. 災害対策本部との調整

福祉班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部との連絡・調整にあたる。

協力、調整事項は、概ね次の事項である。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

(2) 市内被害状況に関する情報の提供

(3) 災害対策実施状況に関する情報の提供

(4) 報道機関等へボランティア活動に関する情報の提供

(5) 災害ボランティアセンターに必要な資機材、活動資金等の提供

- (6) 災害ボランティアセンターとの連絡調整
- (7) その他の協力要請

第21節 帰宅困難者等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部事務局、広報班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
2. 企業、学校など関係機関における施設内待機	避難班、福祉班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護	避難班、本部事務局、北総鉄道、印西警察署等
4. 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
6. 徒歩帰宅支援	本部事務局、避難班、福祉班、学校・保育所・企業、北総鉄道等
7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	福祉班、避難班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
8. 要配慮者等の視点からの対策	福祉班、避難班、本部事務局、学校・保育所・企業、北総鉄道等
震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、負傷者が出るおそれがある。また、人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げになる可能性があるため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施するために必要な事項を定める。	

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

本部事務局は、震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、しろいメール配信サービス、SNSを活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。

2. 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

また、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者等の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関連機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な

場所へ保護するとともに、保護した利用者を市、警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4. 帰宅困難者等の把握と情報提供

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる徒歩帰宅者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者への情報提供

事務局は県と連携して、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、関係機関と連携してエリアメールや、緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施する。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

避難班は、事務局の指示により、施設管理者と連携して、あらかじめ一時滞在施設として指定した施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

指定一時滞在施設

白井駅付近	白井駅前センター（二次避難所兼用：4日目以降を目安）
西白井駅付近	西白井複合センター（二次避難所兼用：4日目以降を目安）
白井高校生徒等	白井高校（二次避難所兼用：4日目以降を目安）

避難班は、福祉班と連携し学校・保育所等の施設管理者から一時滞在施設の開設状況を集約し、事務局（総括グループ）へ報告する。事務局は県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市、警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

避難班は、施設管理者等と連携し、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、関係機関と連携し、施設管理者・帰宅困難者等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

帰宅困難者等の一時滞在施設は、市の指定避難所が含まれるため、スペースの割当てや物資提供についてあらかじめ「避難所運営マニュアル」に位置づけ、女性や子どもの安全確保や避難した市民とのトラブルが発生しないよう配慮する。

6. 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

事務局は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、県と連携して支

援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動等が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。その際、総括グループ（広報班）は徒歩帰宅者に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などを市ホームページ等で提供する。

また、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施する。

7. 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

福祉班は、障がい者、高齢者、妊婦又は乳幼児連れの方など自力での徒歩が困難な帰宅困難者（特別搬送者）については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、県や関係機関と連携して搬送手段の確保に努める。

8. 要配慮者等の視点からの対策

福祉班は、特に要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮を検討する必要がある。特に駅や白井市文化センターなどでの利用者保護、一時滞在施設の運営、駅前滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいて配慮するとともに、女性や子どもを狙った犯罪を防ぐための防犯啓発・パトロールを検討・実施する。

第22節 災害警備・防犯対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 災害警備・防犯対策	警察署、避難班
被災地域の犯罪等を防止するため、警察署は巡回パトロール体制を確立し、避難所等における防犯対策を実施する。	

1. 災害警備・防犯対策

警察署は、災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

- (1) 災害に便乗した窃盗事犯、悪質商法事犯の取締り
- (2) 災害に便乗した産業廃棄物の不法投棄の取締り
- (3) 白井市防犯指導員、自主防災組織及び警備業協会等と連携した避難所等のパトロール